慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	幕府代官山本大膳に関わる五種の法令・教諭書類をめぐって
Sub Title	Documents relating to Yamamoto Daizen, District Administrator (daikan) of the Tokugawa Shogunate
Author	松崎, 欣一(Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.23- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕府代官山本大膳に関わる五種の法令・教諭書類をめぐって

松崎欣一

目次

一、はじめに
二、教諭三章
三、文政改革令
四、五人組帳前書
五、慶安御触書
六、六諭衍義大意
七、むすび

一、はじめに

本稿は江戸時代の代官山本大膳雅直がその在任中に何らかのかたちで関与したと考えられる五種の法令・教諭書類をめぐる若干の考察をまとめたものである。

山本大膳雅直は文化一一(一八一四)年に陸奥国川俣代官となり、その後、文政元(一八一八)年年七月より同六年一一月まで甲斐国石和代官、引続いて天保一二年まで上野国岩鼻代官となり武蔵、上野、下野の内で諸地域あわせて一三万四千石余の天領支配を担当した[1]。この間、文政一〇年正月には山田茂左衛門、柑木兵五郎とともに関東取締代官となり、配下の手代より三名の関東取締出役（河野啓助、堀江与四郎、太田平助）を出している[2]。この後、天保一三年五月には二丸留守居となり、翌一四年一二月に同職を辞している[3]。

山本大膳に関わる法令・教諭書類として取りあげようとするものは次の通りである。

(1)教諭三章　文政六年～一〇年。
(2)文政改革令　文政一〇年。
(3)五人組帳前書　天保七年。同九年。
(4)慶安御触書　天保九年。

(5)六諭衍義大意　天保九年。

これらのうち、(3)(4)(5)については「山本大膳蔵版」の朱印、あるいは「山本大膳岩鼻役所」の奥書（墨書）のある版本が伝えられている。(1)についても版本が存在する。ただし、これには(3)(4)(5)のように山本大膳の名に直接に結びつく刊記などはない。後述するような石和代官時代の大膳との関連、また関東取締代官の一人としての大膳といわゆる文政改革との関連の中で検討すべきものである。(2)についてはこの長文の法令（議定）のほか、いくつかの文政改革関連の法令類に大膳との何等かの関わりが窮える。これらには版本はみられない。

代官としての山本大膳については文政～天保期の関東農村に関する諸資料の中に数多くその名をみるものの実像は必ずしも明らかにはされていない。

天保一〇年の『県令集覧』によれば山本大膳について、

○布衣、躑躅之間、江戸廻御役料三百俵。
○六百三石九斗、するがだいすすき丁。
○足尾銅山掛り、陣屋・上州岩鼻、野州足尾。

と記されている。また支配領域として「武蔵、上野、下野」とあり、属僚の名が「江戸詰」二七名、「上州岩鼻詰」三名、「足尾銅山詰」一名、「板橋貫目改所詰」一名それぞれに記されている。『県令集覧』には四二人の代官の名があるが、その家録をみると三三人が俵取りでうち二一人が一〇〇俵台である。知行取は九人あり、そのうち山本大膳の石高六〇三石九斗は近江大津代官多羅尾織之助（一五〇〇石）、武州代官伊奈半左衛門（一〇〇〇石）に次ぐ三番めに大きな数字である。[4] また表1にみるように大膳の支配高一三四、九九一石は関東の代官としては最大である。[5] 山本大膳は多くの幕府代官の中にあって最も重要な位置にあった一人であるといってよいだろう。

穂積陳重氏はその著『五人組制度論』の中で、「山本大膳は江戸駿河台鈴木町に住し、累代御代官を勤め、其人と為り敦厚にして、其職に在るや、忠孝を勧め、勤倹を励まし、治水に関して功績ある等当時頗る令名高かりし人なりと云ふ。[6]」と述べられている。治水のことなどより具体的に明らかにしたいところであるが典拠が示されておらず今のところこれ以上のことを知ることができない。

五種の法令・教諭書類についての考察は代官としての山本大膳の施政の特質、あるいはその人物像について幾分なりとも解明することに役立つに違いない。そしてそ

表1　天保10年・関東幕領代官一覧

村上・荒川編「江戸幕府代官史料」p.437、439による

代官所	代官	家禄／役料	支配地	支配高	属僚（手付け、手代）数			格式
					江戸	代官所	陣屋	
下野真岡	川崎平右衛門	150俵	常陸、下野上野、下総	94,634石	17	3	常陸上郷 1	布衣・つつじ
下野東郷	伊奈友之助	250石	常陸、下野下総	88,531石	19	3	武蔵小菅納屋 2 下野宇都宮貫目改所 1	布衣・つつじ
上野岩鼻	山本大膳	603石9斗／300俵	下野、上野武蔵	134,991石	27	3	下野足尾銅山 1 武蔵板橋貫目改所 1	布衣・つつじ
府内江戸	伊奈半左衛門	1000石／20人扶持	武蔵	105,007石	23			布衣・つつじ
	林金五郎	311石	常陸、下総	85,172石	17			焼火
	羽倉外記	230俵	下野、上野下総、伊豆国付島々	85,763石	17		下野今市御蔵所 2	布衣・つつじ
	山田茂左衛門	200俵／20人扶持	下総、武蔵	115,447石	27			布衣・つつじ
	中村八大夫	150俵／300俵・20人扶持	武蔵、相模	134,924石	29		浦賀御蔵所 3 城ケ島籌屋 1 品川貫目改所 1 千住貫目改所 1	布・つつじ
	森　覚蔵	150俵／300俵	下総、上総安房	87,545石	18		江戸御備場 1 上総富津 10 上総竹ケ岡 14	布衣・つつじ

のことは文政～天保期の関東における幕府農政のありかたについて、その一端を明らかにすることにも連なるはずである。

注

（1）村上直「甲斐国石和代官所に関する一考察」（『甲斐の地域史的展開』188～189ページ。195ページ。）

（2）森安彦『幕藩制国家の基礎構造』302、305ページ。

（3）『柳栄補任』巻之十六（大日本近世史料『柳営補任』第四巻、99ページ。）によれば山本大膳について「天保十三寅五月二十四日御代官より二丸留守居、同十四卯十二月二十八日御人被減候ニ付御免金五枚時服二ツ被下」とある。

（4）村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料――県令集覧――』12～13ページ。

（5）村上・荒川編、前掲、436～443ページ。

（6）穂積陳重『五人組制度論』108ページ。

二、教諭三章

前述の如く、山本大膳の石和代官時代は文政元年から同六年までのことであった。この時期の石和代官領は六万石前後であったようである。(1) 石和時代の大膳の治世については領民の教諭にとりわけ意を用いていたらしいことが特徴的である。

たとえば、文政七年、すでに岩鼻代官所に移っていた大膳がその石和時代に創設した郷学「由学舘」の運営経費の問題について、後任の代官吉川栄左衛門にかわって幕府に提出したものと思われる「伺書」(2)と題する史料がありその前半部分に次のように記されている。

私元御代官所甲州八代・山梨・都留郡村々之儀、元来人気不宜土地柄ニ御座候上、近来別テ人気軽薄ニ相成奢ニ長シ、山寄之村々迄モ衣類其外百姓ニ不似合品相用、農業家業未熟ニテオノツカラ困窮ニ相成無筋之出入等相企、村方騒立候様之儀多分有之追々公事出入多シ。其上山寄勝之場所ニテ間道有之候故、他所ヨリ悪党者入込、尤無油断取締等仕候得共行届兼、村々之気嵩成モノ共ハ不宜風俗ヲ是ト心得、自然悪風押移リ種々悪事ノミ心懸候様成行候ニ付、私去ル寅年支配被仰付候以来遂勘弁仕、検見其外廻村之節村々教諭仕、又ハ村役人共ニ書取相渡小前へ為読聞各村陣屋へモ両三ケ月罷越教諭等仕候得共、手遠之場所ニテ兎角存込程ニハ行届不申候ニ付、石和最寄之内エ教諭所補理仕、日々定日ヲ立能隙ヲ見計ヒ右教諭所エ呼寄、手附・手

代共交ル々々差出、私儀モ御用透見合寄々罷出教諭仕候様仕度工風罷在候処、私御代官所八代郡小城村鎮守大神(天)社兼帯罷在候田安殿御領知同国山梨郡上栗原村神主土屋伊予ト申者、学問熱心ニテ年来読書仕篤実成者ニテ、右天神社地之空地御座候間、右之場所エ教諭所造立仕度旨申聞、地元村方ニテモ同様相願候ニ付相糺候処、故障差支之筋無之間、去春中之場所エ教諭所造立仕、右伊予エ勤番為仕（以下略）

すなわち、人気よろしからざる土地柄の矯正を図り家業・農業に励む気風を生みだすため、石和代官として赴任して以来検見その他の廻村の機会には村役人に書取を渡し、小前百姓には読み聞かせをして農民教化につとめたという。これがのちにみる「教諭三章」そのものかあるいはその原型となるものかと思われるが今のところ詳かではない。さらに農民教化のことを徹底するために石和陣屋最寄りの場所に教諭所を設け、農閑期には領民を呼び寄せ大膳をはじめ手附・手代が交替で出向し教諭にあたる試みとして、文政六年春に(3)八代郡小城村鎮守天神社の社地に教諭所を設置した。その責任者として山梨郡上栗原村神主土屋伊予をあてたというものである。

『東八代郡誌』によれば、この教諭所の設立には巨摩郡西花輪村内藤清右衛門が尽力して代官山本大膳に働きかけたという。これを受けて大膳は江戸の大学頭(ママ)佐藤一斎に上申してそのことを決し、文政五年正月、村々より建築のことに関わる一五名の幹事を委託し、九月着工、一二月上棟、翌六年正月一六日開館に至った。そして同誌所引の夏目原村河野氏所蔵文書によれば「郡中村々小前末々の者に至る迄、有志の者共は各勝手次第可罷出御触」が出されたという。(4)さらに前述の「伺書」の後半には、造立入用・破損修復・勤番之者手当・諸失脚等に充てるために有志者に寄金を募ったところ、相当量の応募があったので造立入用等を差引いた残金を諸手当てに充当すべく教諭所世話人共へ一ケ年限り貸付て運用させたいとあり、造立から経営まで代官領村々の有力者の負担により賄われたことが窺われる。

小城村に設置された教諭所はのちに石和陣屋の傍らに移され、以後明治初年に至る。

この石和への移転年代については『日本教育史資料』(5)では由学館についての概略説明の中で「天保十年」とし、『東八代郡誌』(6)及び『山梨県教育百年史』(7)では「天保十三年」としている。いずれを取るべきかにわかには決し

がたい。

『日本教育史資料』ではこの教諭所（由学館）の概略の説明のあとにその「教則」と「諸則」を次のように記している。(8)

教則。教諭日、朔・望。用書、教諭三章・小学孝義録。右教諭日ニハ陣屋詰合ノ手附、手代、世話役、各村ノ役人、小前末々ノ者マテ聴聞ス。教員各村ヲ巡回シテ教諭スルトキハ教諭三章ヲ示ス。講釈日、三・八。用書、論語・孟子ノ内・歴史・六諭衍義・教諭三章。右講義日ニハ生徒並ニ有志ノ者聴聞ス。毎朝、素読。毎日、習字。輪読・会読、定日アリ。

諸則。正月二十日開講。白鹿洞書院掲示ヲ講ス。聴衆一同へ赤飯ヲ下サル。十二月廿五日納講。同前。休日、朔・望、二十五日、五節句、盆中。

これは何らかの原拠史料の引用と思われるが、『日本教育史資料』では出典と年代の明示がない。しかし、『山梨県教育百年史』ではこの「教則」を引用して天保十三年の石和移転後に改訂された教則として説明している。(9)おそらく同資料でこの「教則」に続いて示されている「祭儀」の項に天保十三年八月の祝文が例示されていることに拠っていると思われる。

また『山梨県教育百年史』所収の「古城村学館所万控帳」(10)に拠れば、由学館発足当初の課業は「五之日、諄誨・小学、孝経。六之日、経学、大学、論語。七之日、国学・古今集、百人一首。一之日、医学・傷寒論。二之日、書会」であったという。

このことからすれば前記の「教則」はこの後の改訂を経たものとみられるが、『日本教育史資料』引用の史料の限りではそれが「天保十三年」のことであり、その天保十三年が教諭所の石和移転の年であることは読み取りにくい。他に関連史料をもとめて後考をまたねばならないといえよう。

ところで「教則」に示されているように教諭所の教諭日、講釈日のいずれにあっても用書として「教諭三章」の名がみえる。相当に重要視されたものと思われるが、これについては版本がある。筆者がこれまでに確認することのできたテキストは山梨県立図書館甲州文庫蔵の二種である。一本は表紙のほかに本文全七丁、本文末尾に「午五月」の年記のあるものである。他の一本(11)（このテキストによる全文を後に記す。）は表紙なく本文全五丁で、末尾に「甲斐国石和教諭所蔵書」の文言がありその脇に墨書かと思われるが小さく「施印」と記されている

ものである。これには年月の記載はない。二本とも刊行者は示されていない。

「午五月」の年記について山梨県立図書館による『甲州文庫目録』では「文政五年五月」のこととしている。根拠は定かではないが、文政六年の由学館設立の前提となる事実との理解からの推定ではなかろうか。しかし、先に抄出した文政七年の山本大膳の「伺書」では、大膳在任中に村々を廻り農民教化につとめたことは述べられているが、「教諭三章」の名はなく版本刊行のことも記されていない。また前引の由学館発足当初の課業を示す記事のある「古城村学館所万控帳」にも「教諭三章」の名はみえない。これらのことからすると、文政五年の時点ですでに「教諭三章」が存在しておりかつ版本もあったとは考えにくい。ただし、一方では次節にみるように文政改革に関わる文政一〇年二月の「石川主水正忠房君関東御料私領並寺社領諸民江教諭諺解書」には「教諭三章」からの引用があり、また文政一二年に関東取締出役が村々に「教諭三章」を配布したという事実がある。また前述した「用書」として「教諭三章」の名をあげている由学館の教則が天保一三年に改訂されたものであるとすれば、「午」年はこれに近い「天保五年」である可能性が考えられる。

いずれにせよ、現在もとめられる史料の限りで確認できるのは以下の諸点であろう。

①「教諭三章」が「由学館」（石和教諭所）」と「山本大膳」ないしはその後任としての「吉川栄左衛門」に関わり深く成立した教諭書であろうこと。

②「教諭三章」の現存の刊本の一つにある年記「午五月」についてはそれが文政五年であるとは速断できず、むしろ天保五年の可能性が考えられること。

③「教諭三章」の成立は文政一〇年より遡り由学館設立の文政六年より下がった時点が考えられること。

④「教諭三章」がいわゆる文政改革に関連して農民教化のための指導書として改めて利用されたこと。

ところで、「教諭三章」とは次の三か条にそれぞれの趣意を敷衍したかなり詳細な解説を付した文章である。これは先に述べた甲州文庫蔵の一本による翻刻である。翻刻にあたって、漢字及び仮名については現行常用の字体によった。また原史料にはない句読点を適宜施した。

教諭三章

一父母に孝行を尽し己れより目上の者を敬ひ一家親類

をはじめ村里相互に中よくむつましくすへき事。

父母ハ我身の生まれし本なれハ大切にすべし。我身幼き時は二親をいだきかゝえて夜昼心をつけて育て、若病あれハ神仏にいのり医師を頼ミ我身もかはり度程におもひ唯其子の成長するを待也。然るにその子人となりてハわれひとり成長したるやうに思ひ色〳〵の望事有て、あしき友たちのすゝめに随ひ昼夜気侭の遊ひをして父母の深き恩を思はずよろづ父母の心にたがふ者あり。されバ孝行にもさま〳〵あれとも二親のしなせし身代をもちとげて安堵さするをよしとす。幼き時二親の育し恩をおもひよく〳〵つかへ養ふへし。又我目上の人多しといへとも兄たるものハ先に生まれたれハなに事もその差図に随ふべし。兄のしかたよからす金銀米穀の非道有とも堪忍すへし。又伯父伯母などハ父母にもひとしきものなれバ尊ひむつましくすべし。然れとも富る者ハ物ごとしわくして人救ふ事少く、貧乏なる物は人の助けを求ることのミ多く互に心あはず、聊の言葉の端よりして女房子どものよしあしをいふにより怒りを発して争ふ事もあり。其外村里に住居するもの相互に不肖をして暮すべきに、我村と他村と隔る心より田畑山林及ひ川沢地境僅の地所迄も争ひをなし、互に怒りをおこし喧嘩口論し公事訴訟となる事あり。能思ひ見よ。たとひ其村のうち原沢にもせよ皆上の土地にて他村といふ共争ふべきにあらず。又他村のうちへ理不尽に入込ハ言におよばぬ不埒也。互に中よく我も人茂よきやうに言あはせばあらそひもなかるべし。人〳〵父母妻子をはごくむ身なれバ我身を大切に思ひ怒りをやめて不肖をし堪忍を第一と心得て父母妻子兄弟伯父伯母の親しきものを初めて村さと中よくすべし。一人々我家職をはけみ少しにても奢かましき事堅く慎むべき事

一人の男耕ざれハ一家餓をうけ一人の女機おらざれバ一家こゞえを受るといふことあり。衣食ほと大切なる物ハなし。是ミな地より出来るものなれハその時節をたがへず精を出すべし。我もち前の職分を怠り博奕女ぐるひ或は酒のミ或いは喰物に多く銭金を遣ひ捨て、はてハ盗をするやうに成もの多し。其歳の豊凶もあれども精を出せバそれほどの物を取入る事なり。人の上にハ一日も入用なき事なし。されバ銭金なくてハならぬもの也。然れハ

常々心がけて五穀銭金を大切にして無益に遣ふべからす。一人の入用大てい定あり。しかるに衣服のよきを好ミ喰ものの望事すれバその身の分限をこえて月〳〵の入用多なるまゝに利のつく金をも借りて当座をしのぐに、初めハ聊のやうなれ共その費家やしきをも失ひ飢寒にせまり遂にハ身の置きどころなかるべし。其時誰かすくひ助くべき。これ皆家職に怠り奢に身をうしなふ事なれバ家居諸道具并聟取嫁入なとの諸祝儀万事質素にして常に金銀の貯を心懸水旱風雨虫付火災等の変事の手当せバ子孫までも心安かるべし。一粒の米も一筋の糸も地より出るものなれバ家職を怠らず奢がましきことすべからす。

一上よりの法度を堅く守り常〻子弟のものを教訓し悪事をなさしむべからざる事。

法度ハ人の過出来ぬやうにとのさだめなれバ法度を守るべし。されバ我このむ心に叶はぬ事ハ用ひざるゆゑに罪にもかゝるなり。其身を愛せず我をおもはぬ人ハなけれども世の風俗に染ミ身分を忘れて奢をし人の交もよからぬ事多し。是農業の怠りより起ること也。惣しでならハしよければ過ち少し。しかれバ子弟の年若きものハ常に農業を仕ならハせ、昼夜隙なく勤させ悪事をせぬやうに教べし。子弟のものよく働て田畑の取入もて繁昌すること願ざる人はなけれども、幼き時可愛さの餘りに飲喰衣類迄も其子の望に任せて気侭に育る故に、人と成て其くせやます次第〳〵に銭金を遣すつる様になる成。子弟を大切に思はゞ少しも油断なく昼ハ萱かり夜ハ縄なへといふ教もあれバ無益の遊ひを捨置くべからず。人ハ隙より悪事も出来るなれハ家職を第一に教ふべし。既に其子弟の罪にかゝるに及びてハ何程なげき悲しみてもかへらぬ事なれハ常〻心をつけて法度の事を背かぬやうにして孝を尽し目上の人を敬ひよろづ悪事を禁して身を慎ミいかり争ひなき様に教べし。

右三章堅く相守りてしばらくも忘ざるやう常〻よみ聞すへき事。甲斐国石和　教諭所蔵書。

施印（墨書カ）

父母に孝を尽し長上を敬い、一家親族村里相睦み、各々の家職を励み、質素倹約につとめ、法度を守り子弟をよく訓育せよという。後述の「慶安御触書」や「六諭

衍義大意」などの趣旨にもほぼ重なって、山本大膳のというよりはむしろ当時の幕藩権力一般の農民教化の基本姿勢が平易な文章によってよく示された教諭書であるといえよう。

注

（1）村上直「甲斐国石和代官所に関する一考察」（『甲斐の地域史的展開』187ページ。）

（2）『日本教育史資料』第7巻、715ページ。同書よりの抄出にあたって適宜句読点を施した。

（3）『日本教育史資料』第7巻、712ページの「由学館」についての解説部分には由学館の創設を文政七年としているが、これは山本大膳の「伺書」の年記文政七年をそのままとった誤りかと思われる。

（4）『東八代郡誌』429～431ページ。

（5）同書712ページ。

（6）同書432ページ。

（7）同書46ページ。

（8）『日本教育史資料』第七巻、713ページ。

（9）『山梨県教育百年史』46ページ。

（10）『山梨県教育百年史』45ページ。

（11）『日本教育史資料』第七巻、713～715ページに翻刻されている「教諭三章」の最終行に「甲斐国石和教諭所」とある。この翻刻の典拠については示されていないが、あるいはこの甲州文庫の一本と同じものであるかも知れない。なおこの翻刻が漢字、片仮名交り文となっているのはこの『資料』の編集方針による変更であると思われる。

三、文政改革令

近世後期の関東農村の変質に対応した幕府の主要施策は、文化二年（一八〇五）の関東取締出役の設置と文政一〇年（一八二七）の改革組合村の創設を中心としたいわゆる文政改革であった。以下主として森安彦氏の研究[1]によってこの間の改革の概略をみてみよう。

江戸の後背地としての関東農村への商品経済の浸透は共同体秩序の存在を前提に確立した小農経営を基盤とする年貢収奪の体制を弛緩させていた。それはまたいわゆる関八州の天領、旗本領、大名領、寺社領それぞれが錯綜する複雑な支配体制の存続を困難にさせるものであった。貨幣経済の展開が自給自足の農業組織としての村落を変質させ、その枠組みを越えて活躍をする在郷商人層を輩出し、また地主層の土地集積の一方では耕地を失い離村する農民を大量に生み出していた。権力の側からいうところのいわゆる無宿・悪党の横行する農村荒廃の現象である。これら遊民（無宿・悪党）の取締り、あるいは在郷商人層の掌握のための効果的な新しい支配形態がもとめられていた。

文化二年六月の関東取締出役の設置がそのひとつの試みであった。関東の四手代官（品川・板橋・大宮・藤沢）である早川八郎左衛門、柳原小兵衛、山口鉄五郎、吉川栄左衛門が関東取締代官に任ぜられ、その配下の手附・手代各二名宛計八名が関東取締出役に任命された。取締出役は代官の手附・手代のまま常務を離れて勘定奉行直属となり関八州一円の諸領をそれぞれの領主権を越えて廻村し無宿・悪党を捜索して犯罪者を逮捕する権限を与えられたのである。

文化八年三月には関東取締代官として早川、榊原に替わって大貫次右衛門、岸本武八が新たに任命され、これまでの吉川、山口とともに計四名の代官の手附・手代が取締出役となった。

さらに文化一三年三月には悪党共が徒党を組んで横行するようになったとして各代官の手附・手代を三名宛計一二名に増員し、取締出役としてとくに、武州、上州、常州、野州の四カ国の取締りに重点を置くようになっている。しかし広大な関八州を一〇名前後の取締出役が廻村して効果的な警察活動を行なうにはさまざまな困難があった。それは無宿、悪党の集団徒党化に対抗しにくかったこと、逮捕者の江戸送りの費用を村負担としたので村々の協力を得にくかったこと、村落荒廃の一層の進展により特定地域の廻村のみでは効果があがらなかったこと、無宿・悪党取締りのみでは村々の治安強化にはならず広汎に展開してきた農間余業者・在郷商人の実態把握が必要となってきたことなどであった。

文政九年春には上総国に群盗峰起があり、夏には江戸にも群盗が跳梁し、また秋には関東一帯に悪党・無宿者が長脇差、鎗、鉄砲を持ち徒党を組み喧嘩をし、あるいは農村の女子を掠奪するなどの行為が頻発していた。こうした事態への対応が文政一〇年の関東取締改革であった。

文政一〇年正月には関東取締代官として山田茂左衛門、山本大膳、柑木兵五郎の三名が任命され、それぞれの手附・手代から一〇名の取締出役（表2参照）が任ぜられた。一〇名の出役のうち八名は表にみるように担当地域を分担して村々を廻り、残り二名は江戸表に残って評定所・御奉行所附としてその用務に従い緊急時には各地へ出立するという方式が取られるようになった。

同年二月には勘定奉行より改革仕法が打ち出されている。まず取締組合の設立である。領主の異同を越えて近隣数か村を合わせて「小組合」とし、村役人の中から一

表2　文政10年1月関東取締役人

取締代官	取締出役	担当地域
山田茂左衛門	手附　吉田左五郎	武州
	手代　田地門五郎	
	手附　武藤佐左衛門	上総・下総
	手代　下山逢七	下野
山本　大膳	手代　河野啓助	武州
	手代　堀江与四郎	
	手代　太田平助	武州
柑木兵五郎	手代　森東平	上総・下総
	手附　松村小三郎	上総・下総
	手附　脇谷武左衛門	武州

森　安彦「幕藩制国家の基礎構造」（315ページ）による

名を「小惣代」に選出してその統轄者とする。さらにこの小組合を一〇前後集めて四五か村ほどの「大組合」を組織してこれを取締組合の一単位とし各惣代のうちから選出した数人の「大惣代」がこの運営にあたる。また村々のうちとくに大高の取締りよき村を「親村」と定めて「寄場」とよび、親村の名主を「寄場役人」として組合村の諸入用勘定その他万端を取計らう取締組合の中核とするものである。次いで犯罪者追求の手先きとしてこれまでのようにいわゆる二足草鞋を使うのではなく、組合村の責任で身元確実な者を「道案内」として起用し村方の協力で取締りをより効果的にしようということであった。

こうした新しい支配組織を関東一円に設定しようとしたのであるが、それは取締出役の活動に対して広汎な村々を全面的に協力させると共に、その警察的活動に要する経費を組合村負担とすることにより特定の村や個人に負担が偏よることを避けようとするものでもあった。

森安彦氏の研究によれば、井伊領世田谷の諸村にこうした改革が施行されていったのは文政一〇年四月以降のことである。四月七日から八日にかけて取締出役の河野啓助ほか一名が世田谷宿及び溝口村を廻村した。その折各村の村役人、質屋、若者を召集し取締の趣旨を説明し、各村役人を書役として一帯の村々の状況を調査していった。その後七月三日に彦根藩家老→江戸屋敷賄方→世田谷代官→村々という経路で組合村取立てについての幕府の触書が通達された。すなわち、無宿者の狼藉に対して小村小人数では対応できないので近隣諸村による組合を結成し、これに要する経費は組合村々の高割負担とするという幕府の内意を伝えたものである。

九月になると世田谷領諸村に対し取締出役より、取締方についての前文五か条と後文四〇か条からなる「取締議定連印帳」が交付され組合村と諸役員が定められる。組合村の構成は世田谷村を親村とし玉川北岸諸村二七か村（井伊領一八、天領五、旗本領二、増上寺領二）合高五、二五三石余であった。ただし、増上寺領二村についてはすでに文化一三年以来増上寺領のみの取締組合ができているということで新たな組合からは脱退を認められている。

この議定連印帳の前文五か条は改革の趣意を承知したとして村役人の連印で取締出役に対して提出した「請書」の形式をとるもので、その趣旨は次の通りである。

①近年長脇差を帯び鎗・鉄砲を携帯して在々所々において狼藉に及ぶ無宿・悪党について、支配領主、地頭、取締出役とよく連携し取締りを強化すること。

②悪党横行の現状は五人組帳前書を等閑りにしている故であり改めて前書の遵守に留意すること。

③近年関東筋村々の神事・祭礼・婚礼・仏事等が華美となっており質素倹約につとめること。

④村々において歌舞伎、手踊、操芝居、相撲等人寄せがましきことを差し留めること。

⑤農業を怠り商いを専らにする者の輩出で田畑が荒廃しないよう新規商売は勿論のこと、すでに営業している者も中止するよう心懸けること。

続く後文は以上の趣旨を詳細かつ具体的に敷衍した四〇か条に及ぶ組合村々の「議定」として同じく取締出役を宛所とするものである。公儀御法度の遵守、無宿・悪党の取締りの方法と経費負担の実際の取り決め、博奕取締り、奢侈・華美な風俗の取締り、強訴・徒党の禁止、歌舞伎等人寄せがましき行事の禁止、村々の若者共の横暴の禁止、新規商売の禁止と諸職人手間代の引下げなどが強調されている。

ところで、藤沢市立図書館寄託の金沢甚衛氏収集文書の中に「石川主水正忠房君関東御料私領寺社領諸民江教諭諺解書」[2]（以下「教諭諺解書」と略す。）と題する写本がある。表紙にはこの表題の他に「房州金余　金丸六右衛門」とあり、裏表紙にも「金丸六右衛門茂之蔵」と記されている。また裏表紙見返し部分に「文政十亥年写之」と記されている。

金丸なる人物については未詳である。本文の内容は大筋としてはすでに述べた文政一〇年九月の世田谷組合村の「取締議定書連印帳」にほぼ等しい。ただし「取締議

定書連印帳」の方は先にみたように請書五か条の前文と村方議定の形式をとった後文四〇か条からなるものであるが、「教諭諺解書」の方はとくに後文四〇か条の各条についてその趣旨をかなり詳細かつ平易に解説したものとなっている。写本の本文冒頭には、「依厳命石川主水正忠房君関東筋在々御百姓共江御取締出役を以教諭諺解書　奉河野啓助」とあり、本文末尾には「右四拾有箇條之趣関八州御料私領寺社領村々江書面之趣可致諺解候。右ゟ水出羽守殿江伺之上今般可下知者也。亥二月。」と記されている。さらに差出者としての「石川主水正」及び「曽我豊後守」の名があり、宛所として「関東取締出役」及び「同御小人目付」と記されている。すなわちこの「教諭諺解書」なるものは、老中水野出羽守の意を受けた勘定奉行石川主水正が、取締出役を通じて文政改革の趣旨について関東筋在々の百姓共に徹底を図るために、取締出役の一人である山本大膳配下の河野啓助に命じて編集させた改革令の解説書なのである。

例えば、後文の第一条は「前〻ゟ従御公儀被仰出候御法度之趣弥以堅相守可申候事」というものであるが、これについてはまず、「本文之趣其方共耳に入安き様ニ解聞する。承ハれよ」とあって、以下、「是ゟ何事によらず前〻ゟ御触これ有共、其所により当座の様ト心得一年二年も相立ゟ忘慢いたし、其上村役人退役又ゟ焼失等にて御触書留迄も焼失ひおのづと後役の者御法度筋相弁へざるゆへに小前未〻迄ハ申迄も是なし（以下略）」という長文の「諺解」（解説）を付している。この写本はこれまでに殆ど紹介されることのなかった史料かと思われるが、先にみた世田谷組合村の文政一〇年九月の段階での「議定連印帳」の原型がすでに同年二月の時点で成立していたことが判明するなど、改革政治の実施されていく過程をより具体的に追うことのできる貴重な史料ということができる。

ところで、こうした解説のうちでもとくに後文第三九条のそれが興味深い。すなわち、

一惣而家業を専一に相勤、親に孝行を尽し下人ハ主人に随ひ、夫婦中能兄弟親しく老たるを敬ひ、物毎ニ心を合わせ村中区々に無之、取締行届キ候様に取りはからい候村役人は勿論寄特の筋心掛ケ候ものゟ、御廻村之砌可申上旨被仰渡候間、忠孝寄徳之もの有之ゟ可申上候事。

という規定に対して次のような解説がなされている。

是者教諭三章といへる書に壱人の男耕せされバ一家餓

を請、壱人の女機織らされば一家寒を受るといふ。衣食程大切なものハなく是皆地より出来る物なれば其時を違へず精を出すべし。（以下省略）

前節にみたように山本大膳ないしは石和教諭所に関わる「教諭三章」の名がみえ、その第二条についての説明文の一節を引いて、解説文としているのである。また文政一二年四月には改革の進展とともにこの「教諭三章」そのものが村々に配布されている。それは、世田谷組合に属する上野毛村の「御用状留記」にみえる。村々から関東取締出役としての山田茂左衛門手附吉田左五郎、山本大膳手代河野啓助、太田平助、小池三助以上四名に対して提出された次の三件の報告と請書の記録によって確認することができる。(3)

すなわち、諸商人軒数と居酒屋、湯屋、髪結床、大小拵、研屋共の名前の報告、質屋渡世の名前及び文政九、一〇両年の質取高については報告すべき対象のないこと、神事・祭礼等の折りに人寄せがましき催しをして金銀耕作の暇を費すなどの弊害ある若者仲間を廃止することの三件であるが、これらの記録に続いて、

右者関東筋御取締出役様より去文政十亥年以来被仰渡候御ケ条逸々一同難有承知奉畏相守罷在候。去ル処今般前条之通猶又被仰付候上、別而難有御趣意を以従御上壱村限壱冊宛被下置候教諭三章共、今日家主并若もの共迄茂不残被召呼。前書之趣具ニ被仰渡候上銘々御読聞被成下置候段、是又一統共難有奉拝聴候ニ付、向後少茂無違失業事之儀者不及申、聊無怠り出精仕万端共急度相守可申候。万一以後右御趣意忘却仕心得違之族も御座候ハヽ何様ニ茂御取計可被成候。為後日一同御請印形差上申処仍如件。（傍点、松崎）

と記されている。文政一〇年以来取締出役より出されている数々の指示を再確認しつつ、在方商人の実態調査などを新たに行い、そうした中で「教諭三章」の一村一冊宛の配布をうけたというのである。

山本大膳の石和代官時代に端緒があると考えられる「教諭三章」の名が、大膳手代の取締出役河野啓助の手になる「教諭諺解書」の中にみえ、さらに文政改革の展開過程にも現れるのである。

注

（1）森安彦「幕藩制社会の動揺と農村支配の変貌――関東における化政期の取締改革を中心に――」（『日本歴史論究』所収）、『幕藩制国家の基礎構造――村落構造の展開と農民統制――』

（2）慶応義塾図書館、早稲田大学図書館、京都大学図書館

にも類本が所蔵されている。

（3）森、前掲論文、342～346ページ。

四、五人組帳前書

(1)二種の版本

山本大膳に関わる「五人組帳前書」には二種類の版本がある。全七〇条本（以下これをAとする）と全一四七条本（以下これをBとする）である。Bについては後述のように細部をみればさらに三種のテキスト（B―1、B―2、B―3）を区別することができる。またA・B両版本は同一の書体である。筆者がこれまでに確認したテキストはつぎの通りである。

(1)慶応義塾図書館蔵本　A（幸田文庫本）・B各一点

(2)山梨県立図書館蔵本　A・B各一点（いずれも甲州文庫本）

(3)埼玉県立文書館蔵本　A（野中家文書）・B（飯島家文書）各一点

(4)群馬県立文書館蔵本　B二点（飯塚家文書、山田家文書各一点）

(1)及び(2)について原所蔵者は不明である。(3)の野中家は埼玉県旛羅郡中奈良村、(4)の飯塚家と山田家は群馬県鬼石町にあって、いずれも山本大膳支配の村に伝来した文書とみてよい。

全七〇条本（A）は最終丁の第七〇条のあとに

右御法度之惣御箇条之趣村方ニ而も写置毎月一度宛惣百姓共名主所江寄合為読聞被仰付候通相守可申候。若達背仕もの有之候ハヽ、何様之曲事ニ而も被仰付候。其名主年寄五人組連印之一札差上申候。仍如件。

という請文言が添えられて終わっている。刊行年は記されていない。また「山本大膳蔵版」の朱印の押捺がありその位置はテキストにより異なっている。これまでに確認した限りでは甲州文庫本では前書冒頭の文言「差上申一札之事」の下にあり、他の諸本では請文言のあとに押捺されている。

全一四七条本（B）はまずこのAの全七〇条と請文言をそのままに引継いでいる。Aの版をそのまま使用したのではないかと考えられる。そしてこれと全く同一の書体ですぐ続くかたちとなって次丁の冒頭に

前條之儀者前々従公儀被仰出有之候処猶亦此度左之通申渡候。

とあって、さらに七七か条を付加して全一四七か条とな

るものである。ただし、第三三条と第一一八条は全く同文で重複しており実質は全一四六か条となる。最終丁の第一四七条のあとには

右之通此度申渡候間、五人組帳前書一同月〻再〻読諭し悪事ニ不移善事ニ導候様心掛可申。若達背致候もの於有之者当人者不及申組合村役人迄急度可被仰付もの也。

天保七申年　山本大膳蔵版（朱印）

とある。ただし、大膳蔵版の朱印のあるのは埼玉県立文書館・飯島家文書、群馬県立文書館・山田家文書のうちの版本である（B―1）。甲州文庫本では年記「天保七申年」の下の大膳朱印はなく、裏表紙の見返し部分に「天保九年戌年十月　山本大膳岩鼻御役所」と墨書され、その下部に黒印[1]が押されている（B―2）。また、群馬県立文書館・飯塚家文書本は同じくBの版本であるが「天保七年申年」の年記の上に貼紙があり、あらためて「天保十二年丑年」と墨書され、大膳朱印の部分にも朱印の枠の部分をそのまま残すようにして貼紙があり「岩鼻御役所」と同じく墨書されている（B―3）。

五人組帳前書の書誌的検討は穂積陳重、野村兼太郎両氏の研究に詳しい[2]。ここで主として野村氏によりその概要をみれば次の通りである。

五人組帳前書そのものは幕府自身の制定したものではなく、幕府の代官、旗本、領主又はその代官等が主として幕府法令を抄出集成したものである。抄出にあたっていかなる法令を重視するかは発令者の主観によるが、五人組帳前書の趣旨が幕府法令の普及にあり大部分のものが内容的に同一化する傾向となった。とくにそれは天領において著しかった。他方、発令者がだれであれ農民統治の封建的観念において変わりはなく、表現形式に多少の相違があっても条目の内容にあまり変化はないことにもなる。条目数は天領のそれが最も多く寺領がこれに次ぎ旗本領は簡略である。大名領のものは繁簡の差が著しい。

五人組帳前書をその外形により分類すると第一種は第一条が「兼日（而）被仰出候通り大小之百姓五人組を極置」に始まるもの、第二種は「前々従公儀被仰出條御條目云々」に始まるもの、第三種はその他雑である。第二と第三とは内容がかなり区々であって最も系統を遡源しうるのは第一種である。第一種で完成されたものは『御触書寛保集成』所載の享保一九年四月の「当時村方五人組帳[3]」全七〇条である。これはこの後さらに数か条を付

加しつつかなり多くの村々で使用されることになる。この第一種の形式による五人組帳を作成したのは大体代官支配の村々であり、天保以降幕府自体も天領ではこれに統一しようとしたらしい。

いま以上のような野村氏の解説を前提としてみると、山本大膳も刊年は不明であるがまずこの第一種全七〇条の五人組帳前書（『御触書寛保集成』所載・享保一九年四月）を刊行し、続いてこれに七七か条を付加した全一四七条（実質は一四六条）の版本を「天保七申年」の刊記で刊行したのである。後述するようにこの版本の村々への下付はやや遅れて天保九年のことであったらしい。また、山本大膳の岩鼻役所ではこの天保七年版の刊記、朱印に貼紙をして「天保十二年」にも使用した形跡がある。そして、この大膳版一四七か条をそのままにして、さらに「右者山本大膳役所におゐて改正有之候分尚又左之通書加申渡候」として六か条を追加した「御領知方御役所」名儀の版本が「天保十年八月」の刊記により刊行されている。これは最も条目数の多い五人組帳前書である(4)。

穂積氏所蔵の佐倉藩士宮崎重富による写本の巻尾に次の識語があるという(5)。

天保己亥春、予以所摂金穀之事、奔命於江都、寓龍口上邸中一日奉謁君公啓我所職封内民事、乃君公出一少冊自手授之曰、此県令山本大膳上梓所蔵五人組牒者農政之粋且精未有過之者也。汝斎帰佐倉示諸同僚及属官可以重珍也。予拝伏捧持而退、既而帰佐倉如君命遂以冊子置之官庁別手写一通置坐右。実我公重民事之誠意而可謂臣僚不啻封内民人大幸福也。因記其事於冊尾云。

天保十年の春に佐倉藩々主が大膳版の五人組帳前書を「農政之粋且精未過之者」として同藩の金穀財政のことを与る宮崎重富に示したというものである。また穂積氏により収集された九十四点に及ぶ五人組帳前書のうち版本は次の五種である。

米沢藩商戸伍十組合掟帳（享和元年）
荘内二郡五人掟帳（文政元年）
山本大膳五人組帳（天保七年）
御領知方御役所五人組帳（天保一〇年）
万延二年版五人組帳

これに穂積氏の言及されていない刊年不明の山本大膳版（七〇条本）を加え、前記宮崎重富写本の識語のことに合せて大膳版の重要性をみることができよう。

注

（1）丸形印である。印文は判読できない。
（2）穂積陳重『五人組制度論』野村兼太郎『五人組帳の研究』
（3）『御触書寛保集成』一三五三
（4）穂積、前掲書113～114ページ。
（5）穂積、前掲書109ページ。

(2)山本大膳版の刊行事情

東京国分寺市本多良雄家文書の中に山本大膳版五人組帳前書の刊行、領布の事情を窺うことのできる史料として「山本大膳様御代官之節御請書　多摩郡国分寺村・本多新田」と題する縦帳一冊がある。(1)次の三通の請書をまとめたものである。

①天保七年八月に「組合村々弐十ケ村三判其外重立両三人」の名によって「山本大膳手代河野啓助、同手附渡辺玄蔵」にあて提出されたもの。

②同年同月に「組合村弐拾六ケ村三判其外重立両三人」の名によって「関東取締出役山田茂左衛門手附吉田左五郎、山本大膳手代太田平助。同手附内藤賢一郎、同手代小池三助、同手代須藤保次郎」にあてられたもの。

③「本田新田」の農民八二名が署名捺印して「是迄年々三度宛為読聞候五人組帳前書、御改革四十六箇条、尚又此度不容易時節柄ニ付、厳重被仰渡之御請書并関東筋御取締御出役様御請書」として前二通の請書の趣旨を承知したとするもの。請書を村役人のそれと小前百姓のそれとに分けて作成し念を入れたとみるべきものであろうか。

国分寺村及び本田新田は府中宿寄場組合（組合村数二五か村）に属している。請書の記名は前記の通り村数のみで個々の村名はあげられていない。第一の請書は寄場組合村として提出したものかあるいは大膳支配下の村々二〇か村としてということなのか定かではないがおそらくは後者の意であろうと思われる。第二の請書も村数が一致しないがこれは寄場組合村として取締出役にたいして提出されたものと考えられる。

第一の請書の内容についてみると、まず五人組帳前書が改めて取りあげられる前提について次のように説明されている。

近年、従前の御触や五人組帳前書の条目が忘れられ百姓共は農事を怠り衣食の驕りも次第に増し、村々も衰微困窮に向って中以下の百姓共は夫食の貯えもない状態に

なって来た。そこで、わずかの違作となっても直に年貢減免を願い出たり納期も守られなくなって来ている。去る巳年（天保四年）に続き当申年（同七年）も冷気が続いた上に度々の大風雨に逢って不作が予想されこれ迄の心掛けでは飢餓に及びかねない状況である。村役人共はこのことをふまえて小百姓共の勧農教諭に努めねばならない。五人組帳前書についてはこれ迄も月々村役人宅で読み聞かせをして来たはずであるが近年はそれもなおざりになっている。また代官所へ提出された連印帳にも誤字、書損じ、箇条の脱落が多くなって来ている。今回改めて御廻村の上これ迄の前書を確認しさらに箇条を付加したものを仰渡された。この改訂増補した前書は後日版本として下付するはずであるが今回は元帳によってそれを書写させる。そしてそれを古例の通り村役人宅にて読み聞かせをし、手習子供らには読み習わせて、「御法度筋を弁ひ、悪事に携り身持不埒之もの共改心帰農いたし公事出入之訴も無之、農業出精都而善美ニ移り候」ように村々の役人共は教諭に努めねばならぬというものである。

そして、とくに留意すべきこととして次の九項目が取りあげられている。

①村々の内に農業を怠り、博奕宿をするような者があり村方不取締の状況がある。村役人はよろしく意見をし従わぬ者あれば訴え出ること。

②年貢上納について、近年、「内納」などということがなされ村役人はじめ小前百姓に至るまで心弛みかえって困窮をまねいている。今後、納期に遅れることあれば当人および村役人は処罰を仰付られる。また上納金のうち悪金として刎出を受けることのないよう上納のつど最寄の両替屋にてよく包装を改めること。

③諸夫銭が嵩み困窮する小前百姓が多い。減少すべく村々において談判し、決し難い時には御役所へ伺い出ること。

④近年、年貢割付や皆済の目録が渡されても小前連印の拝見証文が提出されなくなっている。証文提出を励行せよ。

⑤年貢割付、皆済の目録が下付されたら小前百姓の疑心が生じないよう上納米永高を直ちに高札場と名主役宅に張り出すこと。夫銭掛高並びに御伝馬役勤めのある村方にあっては年中勤人馬高についても同様とすること。

⑥検見の村方は仮免定が渡され次第直ちに御取箇辻について前条同様に張り出すこと。

⑦近年、検見取の村のみでなく定免取の村にあっても違作であるとして破免を願い検見を受け、無益の入用をかけ結局破免とならずかえって困窮に及ぶ例がある。なるべく破免申請のないよう、また検見のさいには入用をかけぬようにせよ。

⑧手付・手代による検見などのための廻村の時に無用の接待をしてはならないこと。

⑨関東在々御取締の節、村役人は絹紬、小前の者は布木綿との申合せもあるが、村役人も小前同様に綿服として範を示すこと。

以上の九項目に続いて「取締方之儀」については、今回の五人組帳前書とともに文政十年の改革令発令に伴って村々で定めた「議定」の趣意を守るとして請書を結んでいる。

第二の請書の内容は次の通りである。当申年（天保七年）は暑中より雨がちで不時の冷気が続いているとはいうものの、麦作は十分の収納があり、田方についてもこの節よりの日照りで作柄が皆無でもないので夫食に差支えるということもないはずであるのに、米麦が追々高値となって貧民困窮し「人気不穏」の様子である。これは全く去る巳年（天保四年）の不作以来、「米穀囲持候人気」がつのっているためである。ついては以下の各条に留意することとする。

(1)米穀買入れを新規に始めようとする者を差留めること。従わなければその旨訴え出ること。

(2)家内多人数のためあるいは貧民救済のためということで米穀を買付る者があれば石数をよく調査し夫食・救手当の米麦を仕訳して書上げること。

(3)利欲のために米穀を買入れあるいは「一己之身構ニ囲持候もの」は時節柄貧民の疑惑をつのらせることとなる。家内人数分のみの夫食・雑穀を確保して残余はその地で売払うべきこと。領地・地頭の差図により買入れ囲い持っているなどと偽りを申立てる者は急度処置をするので承知すべきこと。

(4)利欲のために糴買をして囲い持ちその他に融通せず押し隠している者があれば見分をして処置をするので承知すべきこと。

(5)在々の河岸問屋の蔵入米について預り主の名前、住所、員数を書上げること。

(6)酒造減石の指示があるのに勝手に濁酒を仕込んで商

売をする向きが多い。早々これを止め従わぬ者については訴え出ること。

(7)貧民救済のことを行なっている奇特者があれば調べ上げること。

(8)常に衣食住に奢り農を怠る者が違作の年に逢うと難義困窮しついには不法狼藉に及ぶことになる。追々廻村教諭されるということであるが村役人共においても勧農教諭に心掛け「遊民無頼」は無論のこと「田畑不耕もの」が村方にないよう世話すべきこと。

(9)万一悪者共が徒党を企てても落胆せず、その者共の名前が判明次第その筋へ申立てること。

これら九か条の趣旨をよく心得、それぞれの農家にあっては一家の人数分だけの夫食を確保して残余の米麦は江戸廻しをするように、またなるべく粗食につとめ余品を取混ぜ夫食とするよう心掛ければ「農民、士工商を撫育之本源」に適うことになるとの今回の御奉行所よりの御沙汰をよく承知したと結ぶものである。

ところで同じ国分寺村の天保一〇年正月に筆写された五人組帳がある(2)。東京府北多摩郡国分寺村鈴木明次郎氏に伝えられたもので、山本大膳による五人組帳前書版本の領布の情況をさらに別なかたちで伝えるものである。この五人組帳は「天保七申年山本大膳蔵版」の前書を「天保十年正月」に名主喜三郎が筆写したもので、表紙に「此書名主役之者預り候也」とあり巻末には「右は天保七申年仰渡し有、同九戌年府中宿金兵衛、山本大膳様御役所請取、則、村々江壱冊づつ請取申候。天保十亥年正月吉日写之。名主喜三郎印」と記され、さらに次の一枚の筆写史料を付しているという。

差上申御請證文之事

天保七申年被二仰渡一候五人組帳前書御條目之儀、年々村々より小前惣連印差上候分、箇條落又は誤字等有之、大切之御條目御趣意を失ひ候に付、御改正之上、別段村々心得方と可相成御法度御書加、向後御取締之ため、御蔵板之上、一村一冊づゝ御渡被レ下候に付、兼而被二仰渡一之通、農隙休日之節者、月々無二懈怠一、村限小前末々江不レ洩様組合惣代立会為二読聞一御法度之趣為二相守一、村村若年之者ども素読に為レ致候はゞ、五人組帳之義は、老若男女善悪之差別を弁、民家永続之御趣意に付、手習師匠等江篤と申諭、第一に為二読習一、御法度筋忘却不レ致様教導可レ致、且年々役所江差出候五人組帳之義は、村々手数不二相掛一様左之通、

御請證文之事

天保七申年被二仰出一五人組前書並別段被二仰渡一之趣ども、御蔵板之上御渡被二下置一候御法度之趣、月々名主組頭惣百姓小前末々に至迄読聞、逸々承知奉レ畏候、若右箇條之内、為レ聊とも相背候もの御座候はゞ、何様之御科に而も可レ被二仰付一候、仍而惣連印差上申候処如件。

右之通相認、印形取レ之、已来年々可二差出一、若読聞候義も不レ致、印形而已取候抔之義相聞におゐては、急度御吟味可レ被レ遊間、前書被二仰渡一之趣組合村々江は惣代ども無二相違一可二申通一旨被二仰渡一、承知奉レ畏候、仍御請證文差上申処、如件。

天保九戌年十月

天保九年一〇月、府中宿金兵衛方へおそらくは府中宿組合村の村役人達が召集され、天保七年に改訂増補して示された五人組帳前書の版本が村毎に一冊宛配布されたのである。このことは既にみた本多良雄家文書中の天保七年八月の請書に前書の版本を後日配布するとあったことに符号するものであろう。国分寺村名主喜三郎もこの時に配布された版本によって写本を作ったのである。そしてこの時金兵衛方へ召集された村役人達はさらに年々村々より代官所へ提出すべき五人組帳の形式は前書の個々の条目を筆写せずに定められた請書の文案を前文として惣連印をし簡略化したものでよいという指示を受けたのである。一部字句の異同はあるがこの五人組帳写本(3)に付された筆写史料とほぼ同文の記録が「浦和宿之記」(埼玉県立文書館蔵)にもみえる。ここでは請書の文案にさらに「天保十亥年三月」の年記と「何国、何郡、何村、小前・村役人惣連印」という差出書、また「山本大膳様御役所」という宛書も示されている。また、藤沢市立文書館寄託・金沢文書中の「多摩郡是沢村新田共五人組御仕置帳」(天保十年三月)などのようにこの時に定められた書式が実際に使用された事例をみることもできる。山本大膳支配の全域にわたるものかの確認はできないが、比較的広範囲に五人組帳前書についてのこれらの措置がとられたものと考えられる。

ところで、すでに述べたように現存の大膳版五人組帳前書の版本は(A、B—1・2・3)の四種あった。Aは刊年の明示なく「山本大膳蔵版」の朱印ある全七〇条本である。これは享保期に定型化した前書の翻刻であった。先の本多、鈴木両文書中の天保七年及び同九年の前

書の下付に関する史料に改訂増補版を配布するとあることからすれば、全七〇条本は天保七年ないし同九年以外の時のものということになる。Bの版本は全七〇条本に追加増補した全一四七条本である。このうちB―3は天保一二年のものでこれも除かれる。残る二本が天保七年ないし同九年に問題となる版本に相当すると考えられる。このうちB―1は最終丁に「天保七申年」の年記と「山本大膳蔵版」の朱印があるもの、B―2は年記「天保七申年」の下に大膳朱印はなくそれに代わるように裏表紙見返しに「天保九戌年十月山本大膳岩鼻御所」の墨書と墨印の押捺があるものである。府中宿金兵衛方において大膳役所より国分寺村ほかの村々へ配布された版本にはこの墨書・墨印があったのではないかと思われる。B―1の版本についてはその年記の示す「天保七申年」に配布を受けた村があるか、あるいは「天保七申年」の年記のままで実際には国分寺村と同じように天保九年に配布を受けた村があるということになる。前者と考えたいがなお後考を待たねばならないであろう。

なお、穂積氏は鈴木家文書中の請書について、『今、前文の記載するところに従へば、今回山本大膳の五人組帳前書を改訂せし趣旨は、従来年々各村より惣連印を以て差上げ来れる前書に在りては、「箇條落」又は「誤字」等ありて、為めに「大切之御条目」も「御趣意を失ひ候」により、今回之に「改正」を加へ、且つ「村々心得方と可二相成一御法度筋」をも書き加えて、「向後御取締」の為に、之を蔵板として各村に壱冊づゝを領布するに在りたり。』と説明されている。[4] この請書の文章構成にやや曖昧な点がありこのように読める要素もなくはないが「天保七申年」の年記ある刊本と本田家文書中の史料の存在もあわせ考慮して前述のように理解したい。

注

（1）『国分寺市史料集Ⅰ』（本多良雄家文書）史料350、232ページ。
（2）穂積『五人組制度論』110～112ページ。
（3）『埼玉県史』第17巻、史料282、355～356ページ。
（4）穂積、前掲書、112ページ。

(3)内容

ここで大膳版五人組帳前書の内容について検討してみよう。一四七条（実質は一四六条）に及ぶ長文なので、穂積氏が『五人組制度論』において大膳版ほか多くの前書の個々の箇条について、一三の大項目とそれぞれの細目をたてて類別された例にならって表3を作成した。た

表3　山本大膳版五人組帳前書条目別内容分類

	1～70条（享保19）	71～147条（天保7）
1.警察法		
(1)組合員相互糺察の義務	1.	
(2)犯罪告発	15.38.42.44.45.	80.
(3)犯罪人逮捕	14.18.19.43.60.	74.81.93.144.
(4)住居宿泊取締	17.35.37.	75.112.
(5)旅行及び逃亡取締		113.
(6)贓賄物取締	16.61.	128.129.
(7)賭博取締	33.62.	77.78.79.
(8)風俗取締	39.59.67.	117.
(9)防火	34.	92.122.
(10)道路橋梁河溝等の修築及び交通	32.（＝118）	118.121.123.
2.宗教法		
(1)切支丹宗門禁止	41.	
(2)社寺	56.	72.83.*84.91.127.
3.吏員法		
(1)贈賄禁止	12.	
(2)諸役人の饗応禁止	13.	
(3)諸役人と人民との関係	3.	
(4)村役人の職務	4.	136.147
4.駅伝法		
(1)駅伝法	25.	
5.租税法		
(1)納税の義務	7.	
(2)年貢割付	9.10.	96.102.103.104.
(3)年貢米精選		97.
(4)年貢納付		95.101.
(5)年貢米金の保管	11.	
(6)年貢米輸送	8.	98.99.
(7)その他	6.26.29.58.	73.105.
6.勧農法		
(1)田畑荒撫禁止	20.63.	109.
(2)耕転	24.	141.142.
(3)農業共助		
(4)用水	30.65.	119.
(5)防水	31.	
(6)山林竹木保護	27.28.	130.131.132.
(7)勧農奨励	48.57.	110.
7.営業法		
(1)丈量及び估価		94.111.137.139.
(2)酒造		138.
(3)その他	2.40.	140.
8.道徳法		
(1)孝敬忠実和睦勤勉等の勧奨		145.146.
(2)慈善	68.	76.
9.身分法		
(1)身分法	50.52.55.	
10.節用法		
(1)衣類の制限	49.51.	
(2)飲食料の制限		106.120.
(3)家屋の制限		*84.
(4)饗宴遊楽の制限その他奢侈禁止	64.	85.86.115.116.143.
(5)その他		100.
11.民事法		
(1)養子及び婚姻		114
(2)相続及び分家	23.	134.
(3)田置売買禁止	21.46.	
(4)質地	22.47.54.69.70	124.125.126.
(5)その他	5.36.53.	133.135.
12.刑事法		
(1)刑事法		82.
13.訴訟法		
(1)訴訟手続き		71.89.90.
(2)徒党及び強訴の禁止		88.107.108.
(3)濫訴防止	66.	

（32、118）同文言，*重復分類

だし穂積氏の分類を一部変更し、また同氏の大膳版についての分類は全条目のうちの約三分の二だけなので、残された部分を含めさらに「その他」の項を付加していちおうすべての条目を分類した。また享保一九年までに成立していた第一～第七〇条と、天保七年の追加条目である第七一条以後とを区別して表示した。

その結果をみると「警察法」が四一か条で最も条目が多い。全体の二八％を占める。続いて「租税法」二〇か条、「勧農法」一八か条、「民事法」一八か条、「節用法」一三か条となっている。以上合せて一一〇か条、全体の七五％である。このうち「警察」「租税」「勧農」「民事」各法については享保の規定と天保の追加規定は条目数の点でほぼ同様であって、両期の規定の若干の差異を含みながらも繰返してその趣旨の徹底を図ろうとしたと考えられる。「節用法」については天保の追加規定数がかなり多い。この点については「営業法」「訴訟法」も同様である。

大膳版五人組帳前書の内容についてはこれまであまり具体的には論じられていないように思われる。野村氏の『五人組帳の研究』においても内容に立ち入った論議はされていない。穂積氏の場合も他の各種版本を併せて各条目を分類されるに止まっている。ここで、いささか繁雑、冗長となるが各条目についてなるべく具体的に取りあげながら検討を加えたい。なお各条目の引用や抄出にあたって句読点を適宜施した。

「警察法」として分類され条目は極めて多いが、結局のところそれらの規定の眼目は「耕作商買をも不致、又者遠国江切々（節々）相越者、并、博奕其外賭之諸勝負を好不似合衣類着不審多きもの」（四二条）を村々から排除しようということにあった。親子、兄弟、五人組、郷中相互に監視しあい御役所へも注進してそのような「在々所々悪党もの」（一四条）の存在を許さぬようにせよというのである。またそのためにも農民が安易に離村することは許されず「惣て一夜泊他所江相越候といふとも其行所并用事之子細名主五人組江相断可罷出事」（四二条）とも規定されている。

これら享保の規定に対して天保の規定にも類似のものがかなりあり内容的な重複を厭わずにまたむしろより具体的説明をくわえた条文として追加をしている。例えば七七条及び八〇条は次の通りである。

一博奕筋之儀者別而百姓共之風俗を乱し田畑之耕疎に成候基、終に者喧嘩口論を仕出し又者利欲に迷い人情之

本を失ひ長脇差も帯し歩行刃傷にもおよび候様成行、其身者勿論其家をも潰し次第に寄候て者親類の者迄も路頭に迷候もの出来一村之難儀にも相成候事に付、村中申合厳敷可制。幼年之子供等持遊乃慰に石又は土を以焼抔いたし候品にて賭事真似いたすも博奕に類し候間、親々は勿論村役人共教諭可致。博奕催し候を見付訴出召捕に成候は御褒美も被下候事。（七七条）

一常々人之妨をなし或者酒狂之上口論を好族、又者耕作商等も不仕渡世之致方不分明成もの有之者、名主組頭五人組之内より可訴出事。

附り、用事なくして他所ゟ節々出入之もの有之は心を付様子見届怪敷子細有之は可遂吟味事。（八〇条）

酒や博奕のために田畑耕作の疎になることを極めて具体的なかたちで戒めている。天保期の状況の一層の深刻さを反映するものであろう。また村人の移動の規制についての四二条と同様の規定が一一三条としてより詳細な説明で繰返され、何者であれ他所からの移入者があればその出所を吟味して確かな請人をつけその所出生の者であっても長年の他出から帰った者については届出ること（一一二条）という条目なども追加されている。

さらに関東農村における文政改革の結果生じた新しい状況に対応して増補されたとみられる次のような側面もある。それは悪党取締に関わる組合村の負担を軽減しようというものである。

一関東在々取締之儀ニ付村々組合相立右組合村方にて悪党者差押候節、差出方之儀手重にて者自然と見逃候次第も可有之哉に付、以来悪党者召捕候はゞ領主地頭江申立候に不及、召捕候村方之役人悪事之始末一ト通書取公事方月番奉行所江申立奉行所より直に宿村継之触書相渡、尤囚人差出之節は役人附添に不及宿村継にて差出候様可取計旨、此度被仰渡候趣取締出役之者共ゟ組合村々江申渡候條右之趣厚心得村々可申合事。（一四四条）

「租税法」ではまず享保の規定として次のような個条がある。

年貢皆済以前に米を他所へ出してはならずまた良質の米を売払い「悪米」を年貢としてはならないこと。縄、俵拵えを入念にすべきこと（七条）。年貢穀物の升取りについては郷中相談の上で取決めをし三斗七升入りを以て納め、江戸御蔵へ納めるについては才領をつけて「一村限り」で納入すること。船による場合は大郷であっても一艘に積込まず隣郷と寄合で船を仕立てること（八

条）。年貢割付については「惣百姓寄合拝見仕其年々之損毛引方共に明鏡に」割合をして「割付之表に惣百姓判形」をなすべきこと（九条）。皆済手形は押切り、割判形をして名主方から百姓方へ銘々に渡すこと（一〇条）。郷蔵の年貢米保管には注意を払い火災・盗難などの損米は郷中で弁済すること。郷蔵から御用の置米を出す時は名主一人ではなく組頭・年寄百姓が立合うこと（一一条）。以上五か条、年貢収納の過程について実務上の詳細な規定が特徴的である。これに対して天保の規定においては次のような個条が追加されていることが目につく。

一検見取村々者仮免状相渡り候はゞ定例之通田主一同立会無甲乙割合可申事。

附り、仮免状米高書付前年増減差引を記し高札場并名主宅門口に張出し惣百姓并出作之ものに至迄為弁可申事。（九六条）

一御年貢米金名主方江相納候節銘々其時々請取手形名主方より百姓方江取置可申候。万一請取手形不相渡候はゞ其旨可訴出事。

附り、請取手形之端紙にて者紛失之基に付通帳に仕立て名主與頭調印いたし相渡置可申事。（一〇一条）

一割附皆済目録村々江請取惣百姓立会披見仕相違之儀無之候はゞ悉書付写村中披見仕候処相違無之銘々割合出入無之旨奥書認惣百姓連印仕役所江可差出事。

附り、人別帳差出候割附皆済目録拝見証文と唱可差出事。（一〇二条）

一御年貢取立之節年々小割帳入念仕立上中下田畑其外位限り米永取箇附いたし夫より御年貢取立諸夫銭取立仕訳帳江記し皆済之節向後之証拠相成候様田畑持主共之印形取置可申事。

附り、小割帳者村々大切成御取箇附元に付入狂ひ有之節者直改め小前末々疑惑不請様可取計事。（一〇三条）

検見より割付をへて皆済にいたる年貢収納の過程において村役人、百姓間にさまざまな緊張関係がより厳しく生じて来た現実を反映した規定であると思われる。この点については伝馬、川除普請などの諸役負担にあっても同様であったらしく六条、一〇四条など類似の規定がみられる。

「勧農法」としてまとめられるものではまず次の規定がある。「耕作常々精出し作之間は男女ともに相応之稼いたし申」すべく、「若作に無精にて徒に暮候もの」あれば五人組の内にて互いに注意しさらに必要があれば名

主ないしは御役所へ申上ぐべきこと（四八条）、「百姓共并子供耕作者不精にいたし遊事に掛り不似合」な風俗に染まらぬようにすべきこと（五七条）、常に「無油断耕作入精百姓不似合之遊興」をせず、もし「作物等に不精成もの有之者異見いたし不用におゐては」訴え出ること（一一〇条）、油断なく耕作に励むべきことが享保、天保両度の規定に繰返して強調されている。この結果として次の条目にみるように荒撫地をなくすことが期待されている。

「田畑壱歩之所」も荒してはならない、もし「作り面之所」に余りが生じたならば毎年正月中に申告せよ、もし申告なしで荒れ地となっていれば「根取之通御年貢」を差出さねばならずまた処罰される、煩いのため耕作できない「壱人身之百姓」の田畑については五人組・村中寄合の「田畑仕附収納」をせよ（一一〇条）。「永荒地引高之内」にも努力して田畑を再興すべきである。地主のみで不可能ならば村中で助合うべきであり、また「村斗にて難成大造之所」は申し出があれば「御普請」を仰せつけられるであろう（六三条）という規定である。しかし現実にはなか〳〵実現困難なことでありさらに次のような条目が追加されることとなっている。

一近来在方村々之もの共耕作を等閑にいたし却て困窮等之儀を申立奉公稼に出候者多く所持之田畑を荒置候類有之由相聞不埒之至に候。以来高人別割合何人迄は奉公に出候ても残人数にて耕作者勿論村方之差支無之哉否村役人共相糺、実々無処子細にて奉公に出度旨相願候もの有之候はゞ右割合之人数迄者村役人共承届年季奉公を限奉公に出候様可致候。若村方之差支も不顧奉公に出持田畑を荒候儀有之候はゞ当人者勿論村役人為越度事。（一一〇九条）

次いで用水や山林の保護管理に関する類似の規定が享保、天保両規定で合せて九か条ほどある。そのうちの一か条をみてみよう。農業生産の前提条件としての用水の確保に留意せよという規定である。

一村々入会并百姓立林に大木等生茂り村内并近村之用水潤沢いたし候処、右大材等伐出後用水不足いたし致難儀趣粗相聞、山林生茂り有之は自然に用水潤沢いたし川々江土砂石押出さす水旱の憂無之趣、自今以後右体之於山林木伐出し候者役人共用水潤沢差支有無糺之上訴出差図請伐取可申事。（一一三一条）

この他に天保の追加規定として次の条目がある。農業技術に関わる具体的な規定としての二か条であるが天保

期の連年の冷害・凶作に対応したものであろうか。

一田方植付後土用中不時之冷気にて俄に暑気強く候得者、其所に寄虫付等有之候由、虫を防も品々有之先夜分畔にて火を焚松明を灯し歩行荏をながしから鉄砲を打事ならぬ土地者花火を建鯨の油を一畝に二三滴宛打そゝぎ鯨之油無之土地者暁天風上より石灰をふりかけ根虫に候はば用水口より石灰を流し虫を防ぐべし。翌年地しまり候はゞ竹之葉麦わらを入切返し可申事。（一四一条）

一苗囲方者旱魃又者水腐等にて植付難成後れ候はゞ土用入候て者苗新根をさし候間根付不宜不生立事に候。土用入四五日前に苗を取束ね流し水又者用水溜池抔江苗の根土に付ざる様に途中に釣置新根を出さぬ様に手当いたし、縦苗枯葉に成候共不苦間囲置雨ふり深田は水減し候節土用半過迄植付候共一夜に根付実法候間無油断心得、尤其所之地味にも寄へく間平年に能様し置妙成事を弁ひ水旱の憂を免るべき事。（一四二条）

「民事法」としての規定ではまず田畑を耕作すべき「一軒分之百姓」の維持について次のような規定がある。すなわち「小百姓退転いた候跡之田地」を持添えにしてはならない。「百姓壱軒分之跡者死失候共百姓を仕附壱軒分之跡」を立てねばならない（二三条）ということである。このことに関連して天保の規定では「聟取、養子取」については名主・組頭立会いの下に入念に行なうべきこと（一一四条）、「跡式」についての書付は名主・五人組立会いの上加判して死後に紛争の起こらぬようにすること（一三四条）などの規定が追加されている。

次いで田畑永代売買禁止（二一条）及び分地制限（四六条）の条目がある。分地については「名主弐拾石以上百姓拾石以上夫々内に持候もの」は石高を猥に分けてはならないというものである。さらに田畑の質入れに関する規定が相当数みられる。基本的な点としては「田地・屋敷」について年季を定め質物に金銀等を預ったならば名主、五人組加判之証文を所持しなければならず、また年季は十年を限度とする（二二条）こと、また「御朱印之寺社領田畑・屋敷」を質物に書入れてはならないこと（四七条）などである。さらに年貢諸役は質地を取った者が負担すべきこと（五四、五六条）、質入れの年より十年を経過した質についての訴訟は取上げないこと（七〇条）などの規定がある。天保の追加規定としては次のような条目がある。

一田畑其外質入直小作いたし候はゞ質取主方江別紙小作

証文取置可申事。（一一四条）
一質地年季明不請戻候はゞ流地可致旨之証文入置候上者年季期月後請戻し願出候とも取上無之事。（一一五条）
一質地年季中にても金子出来請戻候はゞ地所相返候筈之証文面有之分は格別右文言無之分者年季請戻之儀願出候共取上無之事。（一一六条）

田畑の質入れをめぐってさまざまなトラブルが絶えなかったことが窺えよう。なおこのような取引きなどに頻繁に使用されるようになった「印形」について次の二か条のあることも興味深い。

一名主百姓印形之儀自分にて替申間敷候。若取落候歟又者替候はて不叶儀に候はゞ、名主は改候印鑑差出御役所へ御帳に付年寄并百姓者名主に見せ候て名主方にて帳に付其印形用可申候。并印形仕候其身差合不罷出候節者親子兄弟之外むさと判を預遣申間敷候事。（五条）
一不依何事其子細篤と承り届書見届候上印形仕得心不仕儀者印形仕間敷惣て後日出入出来不致様諸事入念可申事。

附り、自分之印形御用之儀たり共名主組頭江印形渡置候儀堅仕間敷事。（一三五条）

「節用法」について特徴的なことは享保の規定三か条に対して天保の追加が一〇か条もあることである。祭礼、法事を軽く執行すべきこと（四九条）、町人の舞々、猿楽はたとえ御扶持人であっても刀を帯びてはならないこと（五〇条）、百姓・町人の衣服は絹、紬、木綿の内から分限に応じて着用すべきこと（六四条）、以上が享保の規定である。

これに対し天保の追加では寺院堂舎建築の制限（八四条）、繰・狂言・芝居その他見世物の停止（八五条、八六条）、宿・在町・村々の賑いの場所における書画・俳諧・遊芸を翫ぶ者たちの「会」と称する集りの禁止（八七条）、「夫食」となるものの貯蓄を心掛ること（一〇〇条）、村寄合の酒肴を質素にすべきこと等々の詳細な規定がある。また次のような条目もあって「有合之麁食」では満足できなくなった百姓の日常を憂慮する為政者の心情がそのままに規定となって追加されている。

一御伝馬人足に罷出候馬役・歩行役のもの共前々者其所之有合之麁食を焼飯又は弁当こりに入わらんし沓も手作りを持参御伝馬役を勤賃銭者聊にても持帰り神仏江備候程に尊び、助郷役勤候村方者為筋に心得百姓も富栄へ近来者驕奢甚しく夫食米銘々宅より持参又者宿方にて買上助郷定宿を頼置木銭を出し野菜も調相賄ひ昼

弁当者宿々間之人馬建場茶屋にて買喰酒肴もいたしわらんじは買用ひ剰柔弱ものは宿人足を買上御伝馬を勤己れは遊興に耽り又者賭の勝負事に携候ものも有之一統驕奢を是と心得候族多故連々助郷村々困窮に落入不届之事に候。自今以後奢侈を防倹約を専らにいたし古例に復し可申。若背ものも有之は竊に可訴出事。（一二〇条）

一近年連々と奢侈に押移り衣類飲食居住日用之雑具に至迄美麗好品を貧富ともに用い自然と諸色高料にも罷成、稼の余徳より一家之暮方嵩逼迫いたし候より欲心を起し本業を疎にいたし末業に陥り、貪利之欲心ゟ非義非道を仕成家業に離れ遊民無頼となり終に者諸々悪事増長いたし蒙天罰被召捕入牢御吟味之上重きは死刑軽く共其所之ゟも成兼非業に其身を失う而已ならず父母妻子并親族迄路頭に迷候様成行事是皆奢侈より起り其所も人別減し一村之難儀共成候間、向後奢を省不善を慎善道を心掛候様に村々申合倹約質素に本業出精可致事。（一四三条）

「営業法」についても追加規定が多い。年貢のことは言うまでもなく惣て金銀米銭を手形なしに取引してはならないこと（二条）。「絹・紬の尺」は一反につき大工かねで長さ三丈四尺、幅一尺四寸とし、「麻・木綿の尺」は一反につつき長さ三丈四尺、幅一尺三寸とすべきこと（四〇条）という享保の規定に追加された条目は六か条である。

一押売買堅く仕間敷候。常々売買不仕品又者他所より疑敷もの持来候はゞ不可買取事。（九四条）

一浦方山方稼之事は格別其外在々有来物之外諸商売停止之事。（一一一条）

一於村方作り出候酒醤油之類元付直段相応に売出し高売いたす間敷事。（一三七条）

一所有来り候造酒屋前々改を請候石数之外不可造。勿論新造酒屋者堅仕間敷候事。（一三八条）

一月々市場江持出候商ひもの何品によらず下直に売買可致事。

　附り、紫紅梅染其外高料之染決而染間敷其余は何品にても形なし下直に染可申事。（一三九条）

一在々諸職人共党を結び太子講と名附寄合いたし細工之巧拙をも不分一同手間賃引上候趣相聞候。以来右寄合候儀相止手間賃銀目之分者前々に復し銭極之分者相場に随ひ可引下事。

　附り、日雇人足賃も右に准可引下事。（一四〇条）

酒屋をはじめ新規の諸商売を禁じ、酒・醤油・染物など村々で生産されるものの価格を高騰させぬようにとの規定である。農間余業調査を行い関東農村における商品経済の展開を規制しようしとた当期の幕府政策に対応した追加規定とみることができよう。

「訴訟法」として類別される規定は七か条あるが、確かな証拠なく出入、訴訟をしてはならないという規定（六六条）を除いて他はすべて天保の追加である。なかでも次の二か条が目につく。

一御料所国々百姓共御取箇並夫食種貸等其外願筋之儀ニ付強訴・徒党・逃散候儀堅く停止に候処、近来御料所之内にも右体之願筋に付御代官陣屋江大勢相集訴訟之儀有之不届至極に候。自今以後厳敷御吟味之上重き罪科被行旨被仰出候。兼々急度相守可申事。（一〇七条）

一難立願を大勢申合強而願を強訴といひ大勢申合遺恨を以民家等打潰し乱妨いたし歩行を徒党といひ右之類は趣意に不拘重科被仰付事にて、都て願筋者村役人を以御料者御代官私領は地頭江訴吟味請勿論支配地頭非分と存儀は其筋之奉行所江可訴出。無其儀強訴・徒党いたし其身は首をはねられ先祖より之株を潰し父母妻子は路頭に迷ふ、弁も無之愚昧之仕業を不便に被思古前々御触も有之に付篤と村役人共心得居何様脇村より申勧候共取用不申小前取鎮其上騒立は早々訴出べし。強訴・徒党を鎮候ものには苗字帯刀をも御免御褒美銀下さる程に付村役人は勿論小前末々迄可弁知事。（一〇八条）

強訴・徒党は厳禁であるのに近年は天領の内にもそのような動きがあって「不届至極」であるという。そしてさらに定められた手続きを踏まない訴えを今後も厳重に処罰すること、とくに村役人は小前百姓が脇村からの強訴・徒党のさそいに動かされることなどないよう指導すること、強訴・徒党を取鎮めた場合には苗字帯刀を許すことなどが規定されている。他の三か条（七一、八八、八九条）も徒党の禁止と村役人を仲介者としない公事訴訟の禁止を繰返し規定している。しかし九〇条では

一公事出入差添者村役人に限可申。村役人不残相手取候はゞ親類之内差添可罷出事。（九〇条）

とあって村役人を残らず相手取るような訴訟の場合も想定しており、村落内部の利害も複雑に対立するようになった当期の現実を反映しているとみるべき規定であろう。

以上、山本大膳「五人組帳前書」（一四七条本）の内

容についてとくに享保期の規定と天保の追加規定を比較しながら検討した。それは幕藩制の基盤としての農村と農民の維持、強化を図ろうという点で享保期の規定をそのままに継承し、さらに享保期以降の状勢の変化に対応しつつ封建支配の再生ないしは活性化を図るべく、文政改革令の趣旨なども汲んだ新しい規定を盛込んでなったものということができるであろう。

五、慶安御触書

(1)御触書の趣旨

慶安二(一六四九)年二月に発令されたいわゆる「慶安御触書」（「諸国郷村江被仰出」）は全文三一条を通じていわば幕藩体制を支えるべき理想的農民像を描き出した法令である。あるいはむしろ支配者の求めるそのような農民像を極めて平易な表現をもって農民個々に向けて説き明した「教諭書」とみるべきものかもしれない。いずれにせよ、それは寛永末年全国的飢饉を克服しつつ幕藩体制の確立に向けた幕府の諸政策の一端を担う重要なものであった。

法文自体は著名なものであるが、ここでその論旨を要約すれば次の通りとなろう。

①農民は幕府及びその意思の発現としての法令、そしてその代弁者としての地頭・代官・名主・組頭を尊重すべきこと。

②名主・組頭は支配者と農民の間にたって年貢納入の滞ることのないよう努めること。

③農事及び日常生活について農民は十二分の注意を払うべきこと。

さらにこの第三点に関わる留意事項が次のように詳細かつ具体的に規定されている。

①田畑の耕作を入念に行い除草につとめ収穫を多くあげること。

②人手不足で田畑を荒らしてしまう者のないよう五人組・名主は注意し相互扶助につとめること

③田畑を隅々まで有効に使用すること。

④種子選定、肥料調達、牛馬の確保、農具の手入れなどに留意すること。

⑤耕作に特別な労力を要する時はさておき飢饉に備えなるべく粗飯とすること。

⑥健康維持のため春秋に灸をすえ、酒・茶・煙草をのまぬこと。

⑦子沢山の農民は養子・奉公などの口べらし先をよく考えること。

⑧衣類は麻、木綿に限ること。
⑨年貢納入のため雑穀売買の必要もあるのだから農民といっても少しは「商心（あきないこころ）」を持つこと。
⑩脱穀作業などのため庭を清潔にし土砂の混入しない上質の米、雑穀を生産すること。
⑪屋敷周囲に竹木を植え燃料自給を心がけること。
⑫年貢納入のため借財がかさみ立ち行かなくならぬよう事前に余裕をもって用意すること。
⑬山村では、薪、材木、柑橘類など、漁村では魚、塩などの特産を油断なく稼ぎ出すこと。
⑭親には孝を尽くすこと。親に心配をかけぬような生活が身持ちをよくし確実な収穫を得て法にふれる悪事を働く余地をなくしていくのである。

全体に「百姓は分別もなく末の考えもなきもの」という観点に立ち諸注意をこと細かに説くかたちがとられ、最後にこれからの規定の遵守によって豊かな生産が約束されその内の極くわずかを年貢として納めればよいとし「年貢さへすまし候へば百姓ほど心安きものはこれなく云々」と結んでいる。

要するに農業技術面の指導事項を含むにしてもそれらはさして高度なものではなく、基本的には勤倹力行につとめ自給的農業経営に専心せよという、幕藩体制に適合すべき農民としての守るべき精神的規定の集大成とみてよいであろう。

(2)諸版本と大膳版

「慶安御触書」について山本大膳に関わる版本としてこれまでに確認できたテキストは次のA・B二種、三本である。

(1)慶應義塾図書館蔵「六諭衍義大意」合綴本（A）
(2)埼玉県立文書館蔵「野中家文書」（B）
(3)群馬県立文書館蔵「飯島家文書」（B）

「慶安御触書」についてはこの大膳版に先行するいくつかの版本があり、すでに旧稿[1]においてその概要を報告したところである。いまここで必要の範囲内で要約再言しておきたい。

まずこれまでに確認した限りで最も古い事例として文政一三（一八三〇）（天保元）年三月に美濃岩村藩による版本の刊行がある。それは文政末年における岩村藩の藩政改革との関連によるもので、同年五月には「六諭衍義大意」も刊行されていた。そして、この後いくつかの藩領においてこの岩村藩版と何等かの関係のある「慶安御触書」の刊行や写本の流布がみられる。またこの間にも岩村藩版

との関係のある「六諭衍義大意」刊行の事例があり、これらの事実の間には林述斎や佐藤一斎の存在があって何等かの役割を果たしたのではないかと推定されるということもあった。また岩村藩版「慶安御触書」は触書の「本文」に続いて、「本文」と同一の書体で触書を改めて開板し領内に頒布する趣意を説明した「跋文」を伴うものであるが、この「本文」と「跋文」について岩村藩版と諸藩の版本や写本の間には次のような関係が整理できる。

①触書の「本文」は岩村藩版「本文」を版下として被彫（覆刻）としているが、「跋文」については岩村藩版「跋文」とは全く別文であり書体も別手で新しく版を起したと考えられるもの。――天保五年八月刊・米沢藩版（米沢市立図書館蔵）[2]

②岩村藩版とは「本文」「跋文」とも書体は異なっているが、「跋文」が岩村藩版のそれと全く同文であり、「本文」についても用字、字配りなどからみて岩村藩版を典拠としていると考えられるもの。――天保八年七月刊・成羽藩版（神戸大学図書館住田文庫蔵）、嘉永元年六月刊・吉田藩版（早稲田大学蔵）

③岩村藩版を典拠としている可能性が強い写本。――沼田藩領内にみられるいくつかの写本、例えば沼田市下久屋町倉品家旧蔵の写本（群馬県立文書館蔵）がそれである。天保二年四月に下久屋村村役人が連署して写したかたちとなっている写本の嘉永五年の写本である。触書の「本文」に続いて「跋文」があり、この「跋文」が最末尾の約一行分を除き岩村藩版と同文でありまた「跋文」の末尾に「文政十三庚寅年」とあって岩村藩版を典拠としていると考えられるものである。

以上の点をふまえて山本大膳に関わる版本について検討してみよう。まず前記(1)の「六諭衍義大意」との合綴本である（これをAとする）。これは「慶安御触書」、「六諭衍義大意」それぞれその題簽のある表紙と白紙の裏表紙をもって全く別個に綴じられた二冊子を「慶安御触書」をはじめにして綴じ合せたものである。「六諭衍義大意」の最終丁末尾に「天保九戌年十月山本大膳岩鼻御役所」と墨書されその下に先に述べた大膳版五人組帳前書の一本に押捺されたものと同種の黒印がある。そしてこの「慶安御触書」「六諭衍義大意」のいずれもが岩村藩版と全く同一であり岩村藩版の被彫りかと考えられる[3]。ただし、いずれも岩村藩版にあった「跋文」を欠い

ている。

次に前記(2)・(3)は同一の版本である（これをBとする）。「天保九戊戌歳　月」の刊記がありその下に「山本大膳蔵版」の朱印が押捺されている。(1)とは書体も異なり全く新しく版が起されたと考えられる。この点でAの黒印とBの朱印が使いわけられているのかも知れない。(4)

この版本Aには次のような「跋文」がある。

右慶安二年公儀より普く触しめされ候御書付ニ候。何方にてもさそありかたく畏り奉りし事たるべく候へとも歳月隔り候へは今は知る人もすくなかるへく候。かかる有かたき御恵の御趣意なれハ此たひ改めて支配所百姓ともへ相諭し候間、村〻庄屋組頭より小百姓まてこの旨をもつて朝夕怠りなく面〻能身をもち農業精出し候ハヽ、此末たとひ年柄よからぬ時ありとも御年貢滞りなく家族も寒餓には至ましく候。但、箇條之中に商心もありて身上持あけ候様にとの儀は取やうによりては心得違い有ましくや難斗候。畢境ハ穀物の売買ニ付て人に出しぬかれぬやうにといふ迄の事ニなり、もし百姓の家にて酒食その外の品を商ふものあれハ村中のもの自然と飲食を始め諸事ニ奢付き農業を次と成すやうになり、以ての外の事故、すへて町人めきたる商ひは決して致す間敷候。且、多葉粉の事、今ハ貴賤とも日用のものと成候。しかれども成へきたけ呑ざるにしくハなく候。扨、酒ほど害の甚しき物ハなく、第一怠りを生し奢を長くし喧嘩口論もこれより起り身をも家をも喪ふにいたるハ此ものにて候。祭礼祝儀、老人病者の養は格別に候へとも年若きものは決して飲過すべからず。仍て今こゝに添へて諭し置候。総て農民たるものこの御書付之旨能〻心得べき事肝要に候。村〻へ頒ち与ふるには数多書写すへけれハおのつから誤字脱字もあらんことを恐れ、改て板に刻ませ候間、名主組頭等ハ勿論小前百姓の内ニも年長候者とも常〻厚く心懸世話いたし可申候。所によりてハ読物手習なと教ふる者へも渡し置あまねく村民ともへ読きかせ常に能〻教諭せしむべきもの也。

天保九戊戌歳　月

山本大膳蔵版（朱印）

「商心」のこと「多葉粉」のことなど慶安の昔と今とでは状況の違いもありそのままに読むことはできないが、およそこの触書の趣旨に沿って農業に励めば年貢を滞る

こともなく家族も寒餓に陥ることのない生活が保証されよう。したがって、改めて開板をし村々に頒布するので名主、組頭をはじめ小前百姓に至までよくその意を心得よという。商品経済の展開により農民を文字通りの自給自足、勤倹力行のつましい生活の中にとじこめ切れなくなった現実との間を埋め、あくまでもたてまえの中に納めようという苦しい言いまわしとなっている点が興味深い。

ところで、岩村藩版、米沢藩版それぞれにも「跋文」がついている。参考のため次に引用[5]して比較したい。

〈岩村藩版跋文〉

右慶安二年公儀より普く触示され候御書付に候。何方にてもさぞありがたく畏り奉りし事たるべく候へども。歳月(としつき)隔たり候へば。今ハ知る人もすくなかるべく候。かゝるありがたき御恵の御趣意なれバ。此たび改て当御領内へふたゝび諭し下され候間。村々庄屋組頭より小百姓まで。この旨をもって朝ゆふ怠りなく。面〻能(よく)身をもち。農業精出し候ハゞ。此末たとひ年柄よからぬ時ありとも。御年貢滞りなく。家族も寒餓(こごえうゆる)には至まじく候。但多葉粉の事ハ。昔は禁たりしが後ゆるされて。今ハ一統の風俗となり。貴賤とも日用のものと成候。しかれども成べきたけのまざるにしくハなく候。扨たばこよりも害の甚しきは酒にて。第一怠りを生じ。奢りを長じ。喧嘩口論もこれより起り。身をも家をも喪ふにいたるは此ものにて候。祭礼祝儀老人病者の養ハ格別に候へとも。年若きもの決して飲過すべからず。仍て今こゝに添へて諭し置候。総て当御領内の民たるもの。此御書付之旨能々(よくよく)心得べき事肝要に候。村々へ頒ち与ふるにハ数多書写すべけれバおのづから。誤字脱字もあらんことを恐れて板に刻むもの也。

文政十三年庚寅年三月　岩村地方役所　（朱印）

〈米沢藩版跋文〉

右は百姓とも我持前をわすれ次第におごりの風俗に相成候に付、先年より度々御法度仰出され候へとも不心得者多く相聞候間、此たび慶安年中公儀より有かたき御示(おほんしめ)しの御書付を開板し村々へ相渡し候。朝夕懈(てうせきおこた)りなく是を守らハ相続もこころ易く、たとひ去巳年のごとき凶作にあふとも家々饑寒の憂ひ有ましく候。此うち商心(あきないこゝろ)も少しハあるやうにとの御示しも候へとも慶安ハ遠きむかしの事にて物のわきまひなき時代故(ゆえ)の

事に候。今ハ右やうの事こゝろえ候者は却て百姓道の妨けに成候間、此御箇条ハ斟酌ありたく候。此外、此御書付の旨を大事に守り年寄たる者村長ハいふに及ばず組合〳〵互に相諭し契約の寄合にもたのもしく戒め合つとめはたらき候ハヽ、自然と天の御心にもかなひ家富子孫さかえ弥目出度百姓たるへく候。

天保五甲午八月 印（印文「記録所信」）

三つの「跋文」を比較してわかるように、大膳版の文言は岩村藩版の「当御領内」を「支配所」と改めるなど天領内への頒布を考慮した若干の手直しをしているが基本的には岩村藩版の「跋文」そのままといってよい。しかし、岩村藩版にはなく米沢藩に取りあげられている「商心」の問題が米沢藩版とは文言と趣旨が異なるけれども大膳版の文章の中ほどに組みこまれている。また文末の「年長候者云々」は米沢藩版の「年寄たるもの云々」に重なるとみられるので大膳版は米沢藩版をも参照していると考えられる。ただ「商心」を少しは持つべきであるということについて、米沢藩版では「物のわきまひなき」遠い時代ゆえに「百姓道」の妨げになるようなかかる規定を許しているが本来は否定されるべきものとしているのに対し、大膳版では「農業を次と成す」ような「町人めきたる商ひ」はいけないが「穀物の売買に付て人に出しぬかれぬ」ような商心はよいとして「慶安御触書」本来の趣旨をより強調している違いがある点に注意しなければならないであろう。

注

（1）松崎「慶安御触書の諸本について――岩村藩とその周辺――」（『日本歴史』423号、一九八三年八月号所収）同「岩村藩版・慶安御触書」（『慶応義塾志木高等学校研究紀要』第13輯所収）

（2）この藩本が米沢藩版であることについては須崎寛二『米沢藩刊行（推定）「慶安御触書」について』の補説」（『置賜文化』80号所収）による。松崎の旧稿の段階ではこの点について確認することができなかった。

（3）岩村藩版の版木が使用された可能性を考えることもできるかもしれない。

（4）翻刻にあたって漢字と仮名については現行常用の字体とし原文にはない句読点を適宜施した。

（5）翻刻の原則は(4)に同じ。ただし岩村藩版の跋文の句点は原文のままである。

六、六諭衍義大意

「六諭衍義大意」[1]は明の太祖（洪武帝）が民衆教化の目的で宣布した告示文にみえる六か条の教訓に苑鉉が解

説を付してできた「六諭衍義」について、将軍吉宗の意を受けた荻生徂徠が訓点を施しさらに室鳩巣が和解をして各項末尾に「詩経」より選んだ適当な詩句を付して成立したものである。享保六年一一月には徂徠の点本「六諭衍義」が官板として江戸須原屋茂兵衛から刊行された。鳩巣による「六諭衍義大意」は鳩巣による序跋を付して享保七年四月に同じく須原屋より、また同年八月には京都の中川屋茂兵衛を版元として刊行されている。「六諭」とは「孝順父母。尊敬長上。和睦郷里。教訓子孫。各安生理。毋作非為。」なる六項の徳目をいう。父母に孝を尽し長上を敬い、近隣との友和を図る。そして子孫をよく訓育し各々の生業家職に励み、非為私曲をなすなかれという。簡潔な文言ながら幕藩体制社会の基盤を支えるべき存在としての農民に要請される徳目を適切に表現するものとして読みかえられたわけである。鳩巣本の刊行以後、幕末・明治初年に至るまで公私各種の版本の刊行が繰返されているが、とりわけ天保から弘化にかけてが盛んであった。これは当時の心学流行と幕府の天保改革政治が享保・寛政の治績を遂って行なわれ、とくに天保一四年三月には子弟の教育よろしきを得た江戸府内の手習師匠等にこれも享保の例にならって「六諭衍義大意」を賜与するということがあったためでもあった。体制教化のための庶民教育の教科書として領主――村役人のルートを通じての頒布、寺子屋などを通じての趣旨の徹底が図られ、また幕府領あるいは諸藩のうちに例は多くはないが「六諭衍義」や「六諭衍義大意」を郷学・藩黌等での教科書として採用したところもあり各種の版本・写本の流布する結果となったのである。

各種の版本・写本について『日本教科書大系・往来篇・別巻』では三類・二九種に分類している。[2] 六諭と鳩巣の和解した文章をそのまま踏襲した第一類、鳩巣の和解はそのまま継承しながらも註釈や絵抄さらに多くの付載記事を加えた第二類、民間の有識者が和解を試みた第三類である。とくに第一類には代官所や諸藩の蔵版にかかるものが多い。

岩村藩　稽古所　文政一三年五月刊。
秋田藩　石川広隆　文政一三年一一月刊。
掛川藩　掛川役所　天保四年八月刊。
名古屋藩　水野正恭　天保五年一月刊。
萩藩　明倫堂　弘化四年刊。
桑折代官　藤方彦一郎　嘉永六年刊。

などの刊行がそれである。他に刊年は不明であるが。備

後福山藩、山城伏見藩、信州岩村田藩のものなどがあるという。

このうち美濃岩村藩による版本（早稲田大学図書館蔵）は六諭と鳩巣の和解本文のみを踏襲し他に跋文を付している。次にその第一項を抄出しておきたい。(3)

孝順父母

凡世間にある人。貴となく賤となく。父母のうまざる人やある。されハ父母は我身の出来しもとなれは。本をハ忘るましき事なり。況や養育の恩。山よりもたかく。海よりもふかし。いかゝして忘るへき。今孝心に本つかんとならは。父母の恩をよく〳〵おもふへし。先十月の間。懐胎にありしより。母をくるしむ。さて生れ出て。幼稚のほとは。父母ともに昼夜艱難なん辛苦をいはす。常にあらき風をもいとひて抱そたて。少も病有て煩ハしけれハ。神に祈り。医をもとめ。我身もかはり度ほとに思ひ。たゝ子の息災にして。成長するを待より外は。何の願かある。其子稍長なしくなれば。其ために師を選ひ。芸をならはせ。よき人にもなれかしと思ひ。家をもおさむるほとになれは。縁をもとめ。婦をむかへて。さかゆく末をこひねかふ。又世に立ましはるをみてハ。或はあしき友にもひかれ。あるひハ不慮の難にもあはんかと。いまた目にみへぬ事までも。たへす心くるしくおもふほとに。すへて一生のいとなみ。何事か子のためにせぬ事やある。何れの時か子をおもはぬ時やある。是等の厚恩たとひ報しつくさすとも。責て孝行にして養ふへきことなり。其孝行と云ハ。貧富貴賤ハ。をのつから不同あれハ。必しも父母の衣食を結構にせよと云ふにもあらす。たゝ分限相応に。父母の飽煖なるやうにすへし。父母年たけて後は。大かた側をはなれす。出入にハ手をひき。うしろをかゝへ。寝興にハ。夜ハしつめ。朝は省へし。父母若し病あらハ。昼夜帯をとかす。他事をすてゝ看病し。医薬の事にのミ心を尽すへし。さて第一に意得へき事ハ。いかほと父母の身を孝養すとも。其心を安せすしてハ。大なる不孝といふへし。何事も父母の教訓にたかはす。世法をおもんし、よく身を守り。家をたもつへし。其子のかくのことくなるをみてハ。父母の心中。いかほとの案堵いかほとのよろこひとかしる。是を父母の志を養やしなふと云ふなり。たゝ常におもふへし。おしむへきハ。父母存生の日なることを。今

此時に及て。孝養をいたさすは。父母死して後。いかに悔ともかへるへきや。たとひ山海の珍物をかなへて手向祭るとも。いける時の蔬菜にハおとるへし。いかなれハ。今の世の人。父母の養を大切の事におもはさるや。最愛の妻子たりといふとも。妻子は失て又も得へし。たゝ一たひ失て。ふたゝひ得へからさる物ハ父母なり。人の子たる者。是をおもはゝ。いかて孝心を起さゝるへき。今の世やゝ孝心ありとみゆる人も。大かた妻をめとり。子をもてる身になれは。眼前妻子の愛にひかれて。をのつから朝夕のつとめさへおこたるを。くやしとたにも思はす。それによからぬ妻子にあへハ。いつとなく父母の悪き事をいふほとに。其言葉耳に入り心につもれハ。己も父母をうとむ心にありぬるこそ。いふもあさましき事なれ。能おもひみよ。我身十四五歳までハ。妻と云ふものもなし。子といふ物もなし。此時我を養育せし人ハなに人そや。我を介抱せし人ハ何人そや。然るに父母にかへて。妻子をおもふ事やあるへき。烏の鳥さへ反哺とて親にくゝめ反すといあ事あり。人として不孝なるハ人たる本心たへはてゝ。禽獣にもおとりたるといふし。ふかくおそるへき事なり。

「跋文」は次の通りである。農民生産の教えを示した「慶安御触書」に対して、道理の教えを示した「六諭衍義大意」を表裏一体のものとして刊行し領内に頒布するとその趣旨を述べている。

右六諭衍義大意は。享保七寅の年。公儀にて彫刻せられ。民間へ施されし御書物にて候。六諭といふハ。清国康熙帝六箇条を以て人の道を教へ諭されしを。苑声皇といふ人。其義理を推広めて衍義を作れり。意味深けれとも。其詞耳近くして会得し易し。およそ人たるもの。人の道理を弁へ知るには。簡要の品にて候。然れとも漢字のまゝにてハ。学文せぬものの読得へきならさるをもつて。御儒者室新助殿へ仰付られ。其大意を和字に取りなされて。此御書物と成りし事に候。誠に有かたき御趣意の事なれハ。其頃ハ国々家々にても。とりはやせし事なるへく候へとも。はや百余年の久きを経るによって。今ハ世にも稀になり行き候。因て此度新たに当御領内へ示し下さる事ニ候。但先に下されたる慶安御触書は農民生産の事多く。此御書物ハ。道理の教にて候。道理のおしへは。父の子を教る如く。生産の事ハ。母の子を養ふ

に類し候。何れも有かたく畏りて仰き敬ひ。御領内のものとも常々読習ふて。御趣意をよくよく会得いたし。取失ふへからす候。故に今御触書に引続きて板に刻ミ。頒ち行ふもの也。

文政十三年庚寅年五月　岩村稽古所（朱印）

この岩村藩版の本文をそのまま被彫りとし、別手で別内容の跋文を付したものが掛川藩刊行のものである。(4) また前記第二類に含まれるものであるが、京都の人勝田知郷による天保一五年の刊本がある。これは日野前大納言の序文と佐藤一斎の跋文の中で岩村藩版のことにふれている。(5) さらに新潟奉行河村対馬守修就が岩村藩版を跋文を含めて部内の町役人等に謄写させたことがある。越後の新潟は天保一四年に天領となったが「御料と成、諸事改革の期を失はず、一統厚心懸け教諭いたすべし。かやうの筋に及びし序、風と心附しまゝ美濃の岩村にて板刻有し六諭衍義一本をあとふる間、銘々模写し弘め、久しく伝て、教導の使とすべし」として河村の赴任後三年目の弘化二年二月に書写させたものである。(6)

また先に述べたように、岩村藩の跋文をそのまま援用した「慶安御触書」を嘉永元年六月に上梓した吉田藩が同時に「地方役所」の名で刊行した「六諭衍義大意」(7)はきわだった特徴をもっている。跋文については一部の改変があるものの岩村藩版の「六諭衍義大意」のそれをほぼそのままに借用しながら、本文については天保一五年五月刊の「常陸上郷代官古山善一郎蔵版」によっているというものである。跋文の一部を引用すれば次の通りである。

今ハはや百廿余年の久しきを経たるによりて。世にも稀に成たるよしに付。此度板元の御方へ御頼有て。此御書物出来。御領分村々へ下さるゝ事に候。又慶安御触書ハ。農民生産の事。此御書物は道理の教へなり。語句、言いまわしに一部手を加えまた代官古山善一郎版を許可を得て使用したという新しい事情の説明をしているものの基本的には岩村藩版の跋文を踏襲しているのである。

ところで山本大膳に関わる「六諭衍義大意」のテキストとしてこれまでに確認できたものは次の三点である。

(1)慶應義塾図書館蔵。

(2)慶應義塾図書館蔵（「慶安御触書」合綴）

(3)山梨県立図書館甲州文庫蔵

いずれも同種の版本である。それぞれの原蔵者などについてはわからない。この版本には序文や跋文はなく六諭と鳩巣本の和解本文を起したもので前記第一種に属するものである。本文の末尾には「天保九戌年十月　山本大膳岩鼻御役所」と墨書され黒印の押捺がある。この黒印はすでに述べた「五人組帳前書」(甲州之庫本の一本)に押されたものと同種である。さらに、書体、用字、字配りからみてこの大膳版も岩村藩版の被彫りと考えられることは注目される。

またすでにみたように山本大膳が代官として設立に関わった甲州八代郡の由学館（石和教諭所）においても教科書の一つとして「六諭衍義大意」が使用されたらしいことが「日本教育史資料」所載の史料にみえる。おそらくは由学館設立当初のことではなく大膳が文政七年に関東代官として転出後のことのようであるが、注意しておいてよい事実であろう。

なお「六諭衍義大意」研究の第一人者である東恩納氏は大膳版について言及されていない。また石川謙・石川松太郎氏による「教科書大系・往来篇・別巻」所蔵の資料にも大膳版のことはみえない。山本大膳版の流布は少なかったのではないかと思われる。

注

(1)「六諭衍義大意」について、東恩納寛惇「六諭衍義」ほかによる（『東恩納寛惇全集』第8巻）。

(2)『日本教科書大系・往来篇』第五巻70～73ページ

(3)翻刻にあたって漢字、仮名ともに現行常用の字体とし、振り仮名及び句点については原文のままとする。

(4)東恩納、前掲書、43ページ。

(5)東恩納、前掲書、48ページ。

(6)東恩納、前掲書、49～50ページ。

(7)豊橋市立図書館蔵。

七、むすび

幕府代官山本大膳に関わる五種の法令・教諭書類をめぐって、その内容、あるいは発令・配布の事情、また諸版本の異同などについて考察をすすめて来た。

大膳は奥州川俣、甲斐石和そして上州岩鼻の代官を歴任し、文政一〇年以後は関東取締代官の職をも兼ねていた。勘定奉行と関東取締役の間に位置する関東取締代官の役割が実質的にいかなる意味をもつものであったのかは今のところ必ずしも明瞭ではないが、いわゆる文政改革期に始まり天保改革前夜にあたる頃までの関東の幕領支配の第一線に立っていた一人であるといってよいだろ

う。

これまでに検討しえた事柄は上述の通りであって、大膳による幕領統治の実態についてそのごく限られた側面をみたにすぎない。また考察は法令・教諭書類の発令の事実のみにとどまっている。相似た趣旨の法令類が再三にわたって発令されていること自体に、その法令類が実質的な効果を発揮しえなかったであろうことは示されているけれども、それらの法令類が大膳の支配の及んだ村々に実際にどのように受けとめられ、いかに機能したのかといった問題についての十分な考察には及んでいない。

あくまでも、そうした限定の中でのことであるが、代官としての大膳の姿勢は動揺する幕藩体制社会の基盤としての農民と農村の再生を図るべく、農民の教諭・教化に重きをおいていたことに大きな特徴があったといえるであろう。「教諭三章」を示し、「五人組帳前書」を新たに編集し、また「慶安御触書」や「六諭衍義大意」の版本を配布することなどを通じてそのことに努めたのである。

大膳の石和代官時代に発端があるとみられる「教諭三章」の名は、その後、大膳の岩鼻代官であり関東取締代官であった文政改革期に再度登場する。先にみたように文政改革令の趣旨の註解の一部に援用され、また文政一二年、関東取締出役を通じて改めて文政改革の趣意の徹底が図られようとした時には「教諭三章」そのものが村々に配布されている。

さらに、天保年間には連年の凶作などによる事態の深刻化への対応として「五人組帳前書」の再評価が行なわれている。それは前書の改訂増補版本の刊行であった。大膳版の「五人組帳前書」には管見の限りでは次の三種類がみられた。まず第一は全七〇条本である。これは内容的にはすでに享保年間に完成をみていたものと同一であるが刊行年が明示されていない。第二は「天保七年」の刊記ある全一四七条本である。第三は第二の版本と全く同一のものであるが、さらに「天保九戌年十月　山本大膳岩鼻代官所」なる奥書（墨書）のあるものである。第一の刊本の刊行・配布の事情は詳かではない。全一四七条本は七〇条本のあとに七四追加してとりわけ文政～天保期の村々の状況変化に対応させようとした内容をもつものであった。大膳役所から天保七年八月に村々へ示された前書がこの一四七条本であったと思われる。版本そのものの配布は同七年のうちでこの時よりやや遅れた

が、最終的には同九年一〇月に及んだところもあった。またこの九年一〇月には代官所へ提出すべき五人組帳の書式を請書の形式をとって簡略化するということが行なわれている。

そして、同時に「慶安御触書」及び「六諭衍義大意」の刊行もあわせて行なわれたのである。岩村藩などの前例にならうものであったが、ただそれだけにとどまるものではなく、「慶安御触書」版本の一本の跋文が岩村藩による版本と米沢藩版のそれぞれの跋文を援用した他に例をみない大膳版独自の特色をもっているようなこともあった。

こうして、文政から天保にかけての幕府代官山本大膳はその支配領域をめぐる状況の変化に対応しつつも、基本的にはあくまでも幕藩体制を支えるべき本来の農民のあり方に立帰ってくり返しその理念を教諭すべくつとめたのであった。

もっともそれは必ずしも大膳一人に限られるものではなく、伝統的な徳治主義の観念に支えられた発想によって動揺する体制を維持、再生しようととの幕藩権力一般の対応の仕方でもあった。岩村藩の事例をふまえた「慶安御触書」や「六諭衍義大意」の諸種の版本・写本がかなり広範囲に存在していることもそうした対応のあらわれであろう。

天保一一年七月、関東取締出役小川半蔵より武州・相州組合寄場大小惣代に対して、「心学一枚摺」を村々に配布するので若い者・女共に読み聞かせること、また「孝行和讃」一冊を廻覧するので親村で筆写のうえ手習師匠に遣して勧善懲悪の一助とすべきことという指示が出されている。(1) また相州橘樹郡六角橋村「御用向留メ御帳」の中に天保一一年四月のこととして「此和賛(讃)を手ならひする子供ニおぼへさせ、孝行のおもむきをしらせまもらせ、世の嘲をかへりミず、俗語をもって書つらねはべる」として和讃の全文が書留められ、さらに同年九月の都筑郡勝田村「御取締被仰渡之写」にも同文のものが収められているというのはこの取締出役の指示と関係のあることと思われる。(2)

心学一枚摺なるものの内容は未詳である。「孝行和讃」(3)はその冒頭の一節を示せば、

夫人間と生まれてハ、まつ孝行の道をしれ、おやニ不孝の輩ハ、鳥獣にもおとれりと、古人も恥しめたがれたり。それ孝行のおもむきハ、親の心をよろこばせ、

くろふをかけじ、慎しミて、遊所徘徊ゆさんこと、大酒口論人あやめ、ばくゑき徒党強訴せず、すべて公儀之御法度を、背かぬやうに相守り、朝はやく起おそくねて、それ〳〵家業怠らす、所の役人としうゑの、人をあがめて軽しめな、（以下略）

というものであって、これまでに取りあげた「教諭三章」なり「慶安御触書」なりが示した理想的農民像がここでも同様に説かれているとみることができよう。

この「孝行和讃」についてもいくつかの版本が存在する。『日本教科書体系』に収められたものは文化三年の刊本による翻刻である。刊行者は不明であるが跋文に「常州爪連なる賜紫常福寺禅室の御作云々」とあって原作者と覚しき名（同書の改題では「禅宝」と記されている。）が伝えられているという。さらに同書の解題によれば、他に天保三年版があり、降って明治一七年には「孝諭」と題した刊本もあるという。(4) なお『国書総目録』では作者名を「宣契」とし弘化元年版の存在も伝えている。また玉林晴郎氏『伝記と文化』によれば、文化一三年より天保七年まで西国郡代であった塩谷大四郎が「孝行和讃」を刊行頒布して領民の教化につとめたという。また郡代としての日田在任以前に丹後但馬の代官であった時に刊行した文化九年三月の刊本が塩谷の子孫の家に伝えられているとも記されている。同書には和讃の本文が示されていないのであるがおそらくはここでいう「孝行和讃」と同一のものであると思われる。(5)

こうして、この時期の諸藩・諸領においては当時の石門心学の隆盛をも背景としながら、さまざまなかたちでの農村教化の対策が試みられていたのである。そしてそこには共通の危機に直面した幕藩権力相互の対応のネットワークともいうべきものが形成されていたとみることができるように思われる。

ともあれこのようなかたちで現われた権力の意思が、たとえば山本大膳支配下の諸地域の特性の形成に如何に関わったのか、大膳支配の村々の基礎構造の特質とその推移の解明とも相まってなお検討さるべき課題として残されることとなるであろう。

注

（1）『神奈県史・資料篇』第7巻448ページ。史料274。
（2）前掲、446～448ページ。史料273。
（3）前掲、446ページ。史料273。
（4）『日本教科書体系・往来篇』第5巻、553～558ページ。
（5）玉林晴郎『伝記と文化』222～223ページ。

〈付記〉

本稿は中井信彦先生の下で続けられたある研究会に参加する中でまとめることが出来たものである。先生は一九九〇年一一月二七日幽明境を異にされた。原稿の段階で一度目を通して頂く機会はあったが、このようなかたちで発表しえたことのご報告が叶わなくなったことを残念に思う。今はただ先生より賜わった学恩を謝し心よりご冥福を祈るのみである。

（一九九一・一〇・二〇）